

危険物審査基準

制 定	平成 7 年 4 月 9 日	浜消達第 4 7 号
全改正	平成 1 7 年 1 2 月 2 7 日	浜消達第 2 2 3 号
改 正	平成 1 9 年 3 月 3 0 日	浜消達第 5 1 号 (い)
	平成 2 1 年 2 月 2 7 日	浜消達第 1 5 9 号 (ろ)

浜 松 市 消 防 本 部

予防課危険物保安グループ

目次

第 1	仮貯蔵又は仮取扱いの承認	1-1～ 2
第 2	製造所等の設置又は変更の許可等	2-1～13
第 3	仮使用の承認	3-1～ 5
第 4	製造所	4-1～22
第 5	一般取扱所	5-1～18
第 6	屋内貯蔵所	6-1～ 6
第 7	屋外タンク貯蔵所	7-1～11
第 8	屋内タンク貯蔵所	8-1～ 4
第 9	地下タンク貯蔵所	9-1～25
第10	簡易タンク貯蔵所	10-1～ 2
第11	移動タンク貯蔵所	11-1～ 4
第12	屋外貯蔵所	12-1～ 4
第13	屋外営業用給油取扱所	13-1～30
第14	屋内営業用給油取扱所	14-1～13
第15	特殊給油取扱所	15-1～18
第16	販売取扱所	16-1～ 3
第17	移送取扱所	17-1
第18	換気設備等	18-1～ 5
第19	電気設備	19-1～24
第20	避雷設備	20-1
第21	消火設備	21-1～40
第22	警報設備	22-1～ 2
第23	避難設備	23-1
第24	予防規程	24-1～ 6
第25	保安検査	25-1
第26	定期点検	26-1
第27	申請に対する手続きの標準処理期間	27-1
第28	製造所等において行われる変更工事に係る資料提出等の取扱い	28-1～ 2
第29	危険物の製造所及び一般取扱所に設ける休憩室等	29-1～ 2

凡 例

本基準に使用した法令名等の略称は、次のとおりである。

- 「法」 消防法(昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号)
- 「政令」 消防法施行令(昭和 36 年 3 月 25 日政令第 37 号)
- 「施行規則」 消防法施行規則(昭和 36 年 4 月 1 日自治省第 6 号)
- 「危政令」 危険物の規制に関する政令(昭和 34 年 9 月 26 日政令第 306 号)
- 「危規則」 危険物の規制に関する規則(昭和 34 年 9 月 29 日総理府令第 55 号)
- 「危告示」 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示(昭和 49 年 5 月 1 日自治省告示第 99 号)
- 「建基法」 建築基準法(昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号)
- 「建基令」 建築基準法施行令(昭和 25 年 11 月 16 日政令第 338 号)
- 「建基則」 建築基準法施行規則(昭和 25 年 11 月 16 日建設省令第 40 号)
- 「条例」 浜松市火災予防条例(昭和 37 年浜松市条例第 17 号)
- 「市危則」 浜松市危険物の規制に関する規則(昭和 60 年 3 月 30 日浜松市規則第 31 号)
- 「通知」 総務省消防庁通知・通達等
- 「質疑」 総務省消防庁質疑回答

本基準に使用した用語等の定義は、次のとおりである。

第 1 仮貯蔵又は仮取扱いの承認

- 仮貯蔵等 法第 10 条第 1 項ただし書の規定による危険物の仮貯蔵又は仮取扱い
- 不燃材料 危政令第 9 条第 1 項第 1 号に規定する不燃材料をいう。
- 天井 天井がない場合にあつては、上階の床又ははり及び屋根
- 耐火構造 危政令第 9 条第 1 項第 5 号に規定する耐火構造をいう。
- 防火設備 危政令第 9 条第 1 項第 7 号に規定する防火設備をいう。

第 2 製造所等の設置又は変更の許可等

- 設置許可 法第 11 条第 1 項前段に定める設置に係る許可をいう。
- 変更許可 法第 11 条第 1 項後段に定める設置に係る許可をいう。
- 技術上の基準 法第 10 条第 4 項の位置、構造及び設備の基準
- 非対象設備 危険物以外の物質を貯蔵し、又は取り扱う部分をいう。

側板の接液部 タンク内容積から空間容積を差し引いた容量の危険物を貯蔵する場合に
当該危険物に接する部分の側板をいう。

気相部分 側板の接液部以外の部分をいう。

交換タンクコンテナ 設置者が、国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の車両に同時に積
載することができるタンクコンテナの数以上の数のタンクコンテナをいう。

高圧ガス保安法の規定 圧縮天然ガススタンドにあつては一般高圧ガス保安規則第 7 条
中の当該設備規に係る規定、液化石油ガススタンドにあつては液化石油ガス保安規則
第 8 条中の当該設備に係る規定

保安対象物件 危政令第 9 条第 1 項第 1 号イからへに規定する建築物等をいう。

保有空地 危険物を取り扱う建築物その他の工作物の周囲に確保すべき空地

平面図 建築物等内の設備等の配置を示したものをいう。

立面図 4 面をいう。

断面図 代表的な断面をいう。

タンク等 タンク、塔槽類、危険物取扱設備等

S S 二重殻タンク 鋼製の地下貯蔵タンクに鋼板を間げきを有するように取り付け、か
つ、危険物の漏れを常時検知することができる設備を設けたタンク

S F 二重殻タンク 鋼製の地下貯蔵タンクに強化プラスチックを間げきを有するよう
に被覆し、かつ、危険物の漏れを検知するための設備を設けたタンク

F F 二重殻タンク 強化プラスチック製の地下貯蔵タンクに強化プラスチックを間げき
を有するよう被覆し、かつ、危険物の漏れを検知するための設備を設けたタンク

計装機器等 危険物の取扱いを計測又は制御するための機器をいう。

危険範囲 可燃性蒸気が漏れ又は滞留し、何らかの点火源により爆発等のおそれのある
範囲をいう。

20 号タンク 危政令第 9 条第 1 項第 20 号に定める危険物を取り扱うタンク

第 3 仮使用の承認

注油空地 危政令第 17 条第 1 項第 1 号の 2 に規定する灯油並びに軽油を容器に詰め替え、
又は車両に固定された容量 4,000 リットル以下のタンクに注入するための空地

第 4 製造所

保安距離 危政令第 9 条第 1 項第 1 号イからへまでに掲げる建築物等との間に保たなけ
ればならない距離

特定防火設備 危政令第 9 条第 1 項第 7 号に規定する特定防火設備をいう。

難燃材料 建基令第 1 条第 6 号に規定する難燃材料をいう。

避雷設備 危規則第 13 条の 2 の 2 に規定する基準に適合するものをいう。

高引火点危険物 引火点が 100 度以上の第 4 類の危険物をいう。

6 号砕石等 JIS A 5001「道路用砕石」に示される単粒度砕石で呼び名が S-13(6 号)又は 3 から 20 ミリメートルの砕石(砂利を含む。)をいう。

第 5 一般取扱所

部分規制の一般取扱所 危政令第 19 条第 2 項に規定する一般取扱所であって建築物の一部又は屋内の設備を一般取扱所として規制するもの

発電所等 発電所、変電所及び開閉所その他これらに準ずる場所

充てん設備 危険物を車両に固定されたタンクに注入する設備

詰替設備 危険物を容器に詰め替えるための設備

第 6 屋内貯蔵所

第 7 屋外タンク貯蔵所

第 8 屋内タンク貯蔵所

第 9 地下タンク貯蔵所

洞道等 ケーブル用洞道、地中線送電用洞道及び共同溝

ヒューム管 鉄筋コンクリート管

クラッシュラン JIS A 5001「道路用砕石」に示されるクラッシュランで呼び名が C-30 又は C-20 のものをいう。

発泡材 タンク外面の形状に成形された発泡材で耐油性としたものをいう。

スペーサー 間隔保持材

漏えい検知設備 危規則第 24 条の 2 の 2 第 2 項に規定する液体の漏れを検知することができる設備

第 10 簡易タンク貯蔵所

第 11 移動タンク貯蔵所

移動タンク指針 「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針について」(昭和 48 年 3 月 12 日消防予第 45 号通知)別紙「移動タンク貯蔵所の位

置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針」(い)

第12 屋外貯蔵所

第13 屋外営業用給油取扱所

防火べい 危政令第17条第1項第19号に規定するべい又は壁をいう。(い)

給油空地等 給油空地及び注油空地

固定給油設備等 固定給油設備及び固定注油設備

給油等の作業場 危規則第25条の4第1項第1号に規定する給油又は灯油若しくは軽油の詰替えのための作業場

整備作業場 危規則第25条の4第1項第3号に規定する自動車等の点検・整備を行う作業場

洗車作業場 危規則第25条の4第1項第4号に規定する自動車等の洗浄を行う作業場

店舗等 危規則第25条の4第1項第2号に規定する店舗、飲食店又は展示場

本店事務所等 危政令第17条第1項第17号に規定する給油取扱所の所有者、管理者若しくは占有者が居住する住居又はこれらの者に係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所(い)

ポンプ室等 危政令第17条第1項第20号に規定するポンプ室その他危険物を取り扱う室(い)

充電設備 電気自動車に充電を行う設備

充電機器 充電ケーブルにより電気自動車に直接充電するための機器

充電器 電力蓄電用の蓄電池に充電するためのもの

LPGバルク貯槽等 LPGバルク貯槽及び附属設備

第14 屋内営業用給油取扱所

他用途部分 給油取扱所の用に供する部分以外の部分

避難空地 危規則第25条の8に規定する空地

漏えい局限化設備 危規則第25条の10第2号に規定する危険物の漏えい範囲を15平方メートル以下に局限化するための設備

収容設備 危規則第25条の10第2号に規定する漏れた危険物を収容する設備

ひさし等 危規則第25条の10第3号に規定する屋根又はひさし

第15 特殊給油取扱所

その他の給油空地等 給油空地のうちメタノール等を取り扱う固定給油設備のホース機器の周囲の部分と給油空地のうちメタノール等以外の危険物を取り扱う固定給油設備のホース機器の周囲の部分及び注油空地

第 1 6 販売取扱所

第 1 7 移送取扱所 (い)

第 1 8 換気設備等

第 1 9 電気設備

第 2 0 避雷設備

保護レベル 雷保護システムを効率に応じて分類する用語

雷保護システム 雷の影響に対して被保護物を保護するために使用するシステムの全体。

これには、外部及び内部雷保護システムの両方を含む。

外部雷保護システム 受雷部システム、引き下げ導線システム及び接地システムからなるシステム

受雷部システム 外部雷保護システムのうち、雷撃を受けるための部分

引下げ導線 外部雷保護システムのうち、雷電流を受雷部システムから接地システムへ流すための部分

接地システム 外部雷保護システムのうち、雷電流を大地へ流し拡散させるための部分

内部雷保護システム 被保護物内において雷の電磁的影響を低減させるため、外部雷保護システムに追加するすべての措置で、等電位ボンディング及び安全隔離距離の確保を含む。

被保護物 JIS A4201 の規格に従って雷の影響に対して保護しようとする建築物等の部分又は範囲

等電位ボンディング 内部雷保護システムのうち、雷電流によって離れた導電性部分間に発生する電位差を低減させるため、その部分間を直接導体によって又はサージ保護装置によって行う接続

安全隔離距離 危険な火花放電を発生しない被保護物内の 2 導電性部分間の最小距離

サージ保護装置 火花ギャップ、サージ抑制器、半導体装置など、被保護物内の 2 点間におけるサージ電圧を制限するための装置

第 2 1 消火設備

消火設備等指針 「消火設備及び警報設備に係る危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の運用について」(平成元年3月22日消防危第24号)別紙「消火設備及び警報設備に関する指針」(い)

ポンプ設備等 ポンプ設備、注入口及び払出口 (い)

屋内消火栓箱 屋内消火栓の開閉弁及び放水用器具を格納する箱

始動表示灯 加圧送水装置の始動を明示する表示灯

貯水槽等 貯水槽、加圧送水装置、予備動力源、配管等 (い)

湿式 配管内に常に充水してあるもので、加圧送水装置の起動によって直ちに放水できる方式をいう。(い)

屋外消火栓箱 放水用器具を格納する箱

上部泡注入法 固定泡放出口をタンク側板の上部に取り付けて液表面上に泡を放出する方法をいう。

蓋付き固定屋根構造 屋外貯蔵タンクの液面上に金属製のフローティング・パン等の浮き蓋を設けた固定屋根構造のものをいう。

環状部分 タンク側板と泡せき板によって形成される環状部分

底部泡注入法 タンクの液面下に設置される泡放出口から泡をタンク内に注入する方法をいう。

送泡管 発泡器又は泡発生機により発生された泡を送る配管をいい、当該配管からタンク内の危険物の逆流を阻止することのできる構造又は機構を有するものに限る。(い)

防護区画 危規則第32条の7第1号の区画された部分

防護空間 危規則第32条の7第2号の直接放射するため、防護対象物のすべての部分から0.6メートル離れた部分によって囲まれた空間の部分(い)

自動閉鎖装置 防火設備又は不燃材料で造った戸で消火剤が放射される直前に開口部を自動的に閉鎖する装置をいう。

一方開放型上階付き屋内給油取扱所 危険物政令第17条第2項第9号ただし書に該当する屋内給油取扱所のうち当該給油取扱所の用に供する部分以外の上階を有するもの(い)

水平放出方式 固定給油設備のアイランドの側面に設けた泡放出口から水平に放出するもの

下方放出方式 キャノピー等から下向きに向けた泡放出口から下方に放出するもの

貯蔵タンク 消火薬剤又は泡水溶液の貯蔵タンク

第22 警報設備

第23 避雷設備

第 2 4 予防規程

第 2 5 定期点検

第 2 6 定期保安検査

第 2 7 申請に対する手続きの標準処理期間

第 2 8 製造所等において行われる変更工事に係る資料提出等の取扱い

製造所等 製造所、貯蔵所又は取扱所

技術上の基準 法第 10 条第 4 項に規定する位置、構造及び設備の技術上の基準

非対称設備 危険物以外の物質を貯蔵し、又は取り扱う部分

対称設備 危険物を貯蔵し、又は取り扱う部分

第 2 9 危険物の製造所及び一般取扱所に設ける休憩室等

一般取扱所等 製造所及び一般取扱所

根拠法	消防法	根拠条文	第 10 条第 1 項	処分権者	消防長
-----	-----	------	-------------	------	-----

第 1 仮貯蔵又は仮取扱いの承認

仮貯蔵等の承認申請に対する承認を行うときは、次の事項に留意し、危険物の性質又は周囲の状況等の実態から判断して、火災予防上及び消防活動上支障のないようにすること。

1 承認の件数

仮貯蔵等の承認の件数は、次によること。

- (1) 屋外の場所の数箇所に分散して仮貯蔵等がなされる場合は、原則としてそれぞれが別の承認案件となること。ただし、複数の仮貯蔵等の場所が互いに接近している場合にあっては、複数の場所を一の承認案件として取り扱うこと。
- (2) 屋内の仮貯蔵等については、危険物施設の場合と同様に 1 棟につき一の承認案件として取り扱うこと。
- (3) 同一の場所において同時に仮貯蔵と仮取扱いが行われる場合は、これを包括して一の承認案件として取り扱うこと。

2 法定期間（10 日）終了後、反復して仮貯蔵等を行わないこと。ただし、次のような場合は仮貯蔵等の承認を更新できるものであること。

- (1) 承認後承認時の事情に変化があり、承認を更新することが安全に支障がないと認められる場合

たとえば、8 月 1 日に仮貯蔵の承認を受けたが、荷役の都合で危険物の入荷が遅れ、結局 8 月 10 日まで現実に入荷がなかった場合がこれに該当する。
- (2) 前後の承認の間に連続性がない場合
- (3) 他に移送すべき適当な場所がなく、かつ、危険物移送により地域の安全の確保が困難となると認められる場合

3 屋外において仮貯蔵等を行うときは、次によること。

- (1) 屋外において承認してはならない危険物は、次のとおりとする。

ア 仮貯蔵の場合

危政令第 2 条第 7 号に規定する屋外貯蔵所において貯蔵することができない危険物とする。

イ 仮取扱いの場合

第 3 類の危険物、二硫化炭素、沸点が 40 度未満の危険物、危規則第 16 条の 3 に定める指定過酸化化合物及びアルカリ金属の過酸化化合物とする。

- (2) 仮貯蔵等を行う場所は、湿潤でなく、かつ、排水及び通風のよい場所で、危険物の品名、数量及び危険物の貯蔵又は取扱方法並びに周囲の状況から判断して、火災予防上安全と認められる場所とすること。
- (3) 仮貯蔵等を行う場所の周囲には、さく等を設けて他の部分と明確に区画し、概ね危

政令第 16 条第 1 項第 4 号に掲げる屋外貯蔵所の保有空地の例により空地を確保すること。ただし、不燃材料で造られた防火上有効な塀等を設けた場合は、空地の幅を短縮することができること。

4 屋内において仮貯蔵等を行うときは、次によること。

(1) 仮貯蔵等を行う場所の構造は、原則として壁、柱、床、及び屋根が耐火構造又は不燃材料で造られ、かつ、窓及び出入口には、防火設備が設けられている専用の建築物又は室とする。

(2) (1) の建築物又は専用室の窓及び出入口にガラスを用いる場合は、網入りガラスとすること。

(3) 電気設備は、電気工作物に係る法令の規定によること。

5 仮貯蔵等における貯蔵又は取扱いの基準は、危政令第 24 条、第 25 条、第 26 条及び第 27 条に定める技術上の基準によること。

6 消火設備

仮貯蔵等を行う場所には、貯蔵し、又は取り扱う危険物に応じて危政令別表第 5 に掲げる第 4 種又は第 5 種の消火設備を、その能力単位の数値が危険物の所要単位の数値に達するよう設置すること。

7 掲示板

仮貯蔵等を行う場所には、取り扱う危険物に応じ、危規則第 18 条第 1 項第 4 号及び第 5 号の例による掲示板を設けること。

8 危険物取扱者

仮貯蔵等においては、危険物取扱者以外の者は、甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者が立ち会わなければ、危険物を取り扱ってはならないこと。

9 地下貯蔵タンクの定期点検に伴う危険物の抜き取り等の取扱い

地下貯蔵タンク及び地下埋設配管の定期点検に伴い、地下貯蔵タンクから危険物を抜き取り一時保管する場合は、原則として仮貯蔵等の承認が必要であるが、製造所又は取扱所において危険物を抜き取り、当該施設内に一時的に貯蔵する場合については、仮貯蔵等の承認は要しないものであること。

10 タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵については、「タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵について」(平成 4 年 6 月 18 日消防危第 52 号通知)によること。

この場合、寄港予定の船舶の変更、品質不良等による製品の納入不能等による船舶の入出港の遅れの場合も繰り返して同一の場所での仮貯蔵を承認できる場合として取り扱って差し支えないこと(平成 6 年 7 月 29 日消防危第 66 号質疑)。

根拠法	消防法	根拠条文	第 11 条第 1 項	処分権者	消防長
-----	-----	------	-------------	------	-----

第 2 製造所等の設置又は変更の許可等

1 許可に係る留意事項

- (1) 貯蔵所において指定数量以上の危険物の取扱いをする場合は、貯蔵所とは別に一般取扱所を設置させ取り扱わせること（昭和 37 年 4 月 6 日自消丙予発第 44 号質疑）。
- (2) 製造所等の区分又は形態等の変更に伴う手続き（昭和 52 年 12 月 19 日消防危第 182 号質疑）
- ア 製造所等において他の施設区分への転換を行う場合及び貯蔵所又は取扱所において当該貯蔵所又は取扱所が属する危政令第 2 条及び第 3 条に掲げる施設区分（同令第 3 条第 2 号イ及びロを含む。）の変更となる転換を行う場合は、法第 12 条の 6 に定める用途廃止に係る手続きを経て設置許可を必要とする。
- イ 製造所等について変更工事を行う場合のほか、製造所等において貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類数量の変更、製造所等における業務形態の変更等を行うことにより、当該製造所等に適用される法第 10 条第 4 項の技術上の基準が異なることとなる場合には変更許可を必要とする。
- (3) 積載式移動タンク貯蔵所の許可等の取扱い（平成 4 年 6 月 18 日消防危第 54 号通知）
- ア 積載式移動タンク貯蔵所に対する移動タンク貯蔵所としての許可件数は、当該車両の数と同一であること。
- イ 積載式移動タンク貯蔵所の車両に同時に積載することができるタンクコンテナの数は、タンクコンテナの容量の合計が 30,000 リットル以下となる数とするが、交換タンクコンテナを保有し、かつ、当該車両に交換タンクコンテナを積載しようとする場合は、次により許可を受けるものとする。
- (ア) 当該積載式移動タンク貯蔵所が設置許可を受ける前にあっては、交換タンクコンテナを含めて当該積載式移動タンク貯蔵所の設置許可を受けるものとする。
- (イ) 設置許可を受けた後にあっては、交換タンクコンテナを保有しようとする際に、当該積載式移動タンク貯蔵所の変更許可を受けるものとする。
- ウ イの許可を受けた積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナは、他の積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナと当該タンクコンテナとが緊結装置に同一性をもつものである場合には、既に許可を受けた当該他の積載式移動タンク貯蔵所の車両にも積載することができること。この場合において、当該タンクコンテナは、当該他の積載式移動タンク貯蔵所の移動貯蔵タンクとみなされるものであること。
- エ 積載式移動タンク貯蔵所において貯蔵する危険物の品名及び貯蔵最大数量がタンクコンテナを積載するたびに異なることが予想される場合は、次によること。
- (ア) 当該積載式移動タンク貯蔵所が設置許可を受ける前にあっては、貯蔵することが予想されるすべての品名及び貯蔵最大数量について、当該積載式移動タンク貯

蔵所において貯蔵する危険物の品名及び貯蔵最大数量として設置許可を必要とするものであること。

(イ) 設置許可を受けた後には、貯蔵することが予想されるすべての品名及び貯蔵最大数量について、法第 11 条の 4 に定める届け出を必要とするものであること。

オ 積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナの車両、貨車又は船舶への荷積み又は荷下しに伴う当該タンクコンテナの取扱いは、当該積載式移動タンク貯蔵所の危険物の貯蔵に伴う取扱いと解されること。

カ 積載式移動タンク貯蔵所の車両からタンクコンテナを荷下しした後において再びタンクコンテナを積載するまでの間、当該車両を通常の貨物自動車としての用途に供する場合は、当該積載式移動タンク貯蔵所について法第 12 条の 6 に定める用途廃止の届け出を要することなく、当該車両を貨物自動車の用途に供することができるものであること。

キ 積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナを車両、貨車、船舶等を利用して輸送し、輸送先で他の車両に積み替える場合に、輸送先の市町村において許可を受けた積載式移動タンク貯蔵所がない場合は、当該タンクコンテナと他の車両とで一の積載式移動タンク貯蔵所として設置許可を受けることができるものとし、完成検査については、タンクコンテナを車両に固定した状態での外観検査により行うもので差し支えないものであること。この場合において、危規則第 24 条の 5 第 5 項第 4 号の表示について輸送先の許可に係る行政庁名及び設置の許可番号の表示は不要とすること。

(4) 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の取扱いについて

国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の許可等の取扱いについては、「国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の取扱いに関する指針について」(平成 13 年 4 月 9 日消防危第 50 号通知)によること。

(5) 複数の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンク貯蔵所の取扱いについて(平成 10 年 10 月 13 日消防危第 90 号質疑)

複数の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンク貯蔵所(積載式移動タンク貯蔵所を除く。)において、その危険物のうち最も比重の小さいものを最大量貯蔵できるように(空間容積が 5 パーセント以上 10 パーセント以下の範囲に入るよう確保する。)タンクを製作した場合の許可申請は、次により取り扱うこと。

ア 当該危険物より比重の大きな危険物を貯蔵する場合には、道路運送車両法上の最大積載量の観点から空間容積が 10 パーセントを超えるタンク室(空室となる場合も含む。)が生じても差し支えないこと。

イ 許可に係る指定数量の倍数は、指定数量の倍数が最大となる危険物の貯蔵形態について算定して差し支えないこと。

ウ 移動貯蔵タンクの側面枠及び接地角度計算において用いる貯蔵物重量は、道路運送車両法の最大積載量を用いて差し支えないこと。

(6) タンクのみを取り替える場合の取扱いについて（平成10年10月13日消防危第90号質疑）
地下タンク貯蔵所及び移動タンク貯蔵所の配管等は残し、タンクのみを取り替える場合は、変更許可とすること。

(7) 圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について（平成10年3月11日消防危第22号通知）

圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所を設置する場合は、法第11条第1項の許可の他に高圧ガス保安法の許可（高圧ガス保安法第5条及び第14条）を受ける必要があるが、この場合、高圧ガス保安法の許可を受けた後に法の許可申請を受理する必要がある。なお、危規則第27条の3第6項第3号から第5号に掲げる設備が、高圧ガス保安法の規定に適合していることの確認は、高圧ガス保安法の許可を受けていることの確認をもって行うこと。

2 設置、変更等の申請に係る事務処理手続き（昭和39年3月2日自消丙予発第15号通知）

製造所等の設置又は変更の許可及び完成検査の申請に係る事務処理手続きは、次のとおりとすること。

(1) 製造所等の設置又は変更許可申請後であって、当該申請に係る許可前に、申請内容を変更する場合の取扱いについて

この場合は、申請内容の訂正として取扱い、したがって許可手数料を重ねて徴収することはしない。ただし、申請の変更により、申請に係る危険物の貯蔵又は取扱最大数量に変更を生じ、したがって許可手数料に変動をおよぼすものにあつては、次のとおり取り扱う。

ア 申請の変更により、許可手数料が増加することになる場合は、増加後の数量に係る手数料との差額を新たに徴収する。

イ 申請の変更により、許可手数料が減少することになる場合は、すでにこれに関する審査手続等の役務の提供が開始されたことであるから、減少後の数量に係る手数料との差額は返還しない。

(2) 製造所等の設置の許可後であって、当該製造所等の位置、構造及び設備に対する完成検査前に、当該許可に係る製造所等の位置、構造及び設備を変更する場合の取扱いについて

この場合は、変更許可を要するものとして取扱い、その手数料については、変更後の製造所等の危険物の数量を基準として、当該製造所等の位置、構造及び設備に対する変更許可手数料を徴収する。

また、当該製造所等の位置、構造及び設備の完成検査手数料については、変更許可前に係る許可施設が、変更申請に係る許可によって新たな施設になったものであるから、変更許可後の製造所等の危険物の最大数量を基準として、当該製造所等の位置、

構造及び設備に関する設置に係る完成検査手数料を徴収する。

- (3) 製造所等の設置の許可後であって、当該申請に係る完成検査を受けるまでの間に、当該製造所等の位置、構造及び設備の変更申請を行い、当該変更について許可を受けた後更に、その製造所等の位置、構造及び設備を変更する場合の取扱いについて

この場合は、(2) 同様変更許可として取扱い、その手数料については、変更後の製造所等の危険物の数量を基準として、当該製造所等の位置、構造及び設備に対する変更許可手数料を徴収する。また、その完成検査手数料については、(2) に準じるものであること。

3 設置又は変更の許可申請に係る添付書類

設置又は変更の許可申請に係る添付書類は、次によること。なお、移動タンク貯蔵所にあつては、「移動タンク貯蔵所の規制事務に係る手続及び設置許可申請書の添付書類等に関する運用指針について」(平成9年3月26日消防危第33号通知)によること。

- (1) 製造所等の設置又は変更の許可に係る添付図書(平成9年3月26日消防危第35号)

ア 基本的事項

設置又は変更の許可申請の審査は、製造所等の位置、構造及び設備が技術上の基準に適合していること並びに当該製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いが公共の安全の維持又は災害の発生防止に支障を及ぼすおそれがないことを確認するものであり、以下を踏まえ、申請書等の添付書類は、審査に当たって必要事項が確認できる最小限のものとする。

- (ア) 大型製造プラント等で多数の機器、配管等が設置される施設にあつては、申請者との事前の協議を踏まえ、個別の記載ではなく、工程の概要を示す図(以下「フロー図」という。)等を活用したものとする。

- (イ) 複数施設で共用する配管、消火設備、防油堤等は、代表タンク等の一の施設で申請するものとし、他の施設においては、それぞれの施設の附属とされる引き込み配管、放出口等について申請するものであること。

- (ウ) 変更許可申請においては、変更に係る範囲又は設備の位置を記載した配置図及び変更に係る部分の図書を添付させるものとし、その他の図書の添付は要しないものであること。

- (エ) 危政令第23条の規定の適用を受ける設備については、申請者と添付図書について協議すること。

- (オ) 許可申請書には、工事中の安全対策に係る図書等の添付は要しないものであること。

- (カ) 特定屋外タンク貯蔵所及び移送取扱所以外の製造所等許可申請書については、工事計画書及び工事工程表の添付は要さないものであること。

イ 添付書類の内容

危規則第4条第2項及び第5条第2項の位置、構造及び設備に関する図面並びに

第4条第3項及び第5条第3項の添付書類の標準的な記載内容は、次に示すとおりである。

なお、審査に必要な事項は、製造所等の形態、規模、申請内容等により異なるため、製造所等の安全性等を確認できる場合は、これにかかわらず更に簡略化することができるものであること。

また、これらの書類は、設計又は施工のために作成したもの等を活用することでも差し支えないものであること。

(ア) 危規則第4条第2項第1号及び第2号並びに第5条第2項第1号及び第2号関係（当該製造所等を含む事業所内の主要な建築物その他の工作物の配置、当該製造所等の周囲の状況）

建築物その他の工作物と周囲の保安対象物件の状況が示された図面及び保有空地の範囲が示された図面（以下「配置図」という。）が添付され、審査上で必要な距離等が記載されていること。ただし、保安距離については、配置図にそれぞれの保安対象物件からの距離が規定値以上であることが明確な場合、その旨を記載することにより距離を図示しないことができること。

(イ) 危規則第4条第2項第3号及び第4号並びに第5条第2項第3号及び第4号関係（当該製造所等を構成する建築物その他の工作物及び機械器具その他の設備の配置並びに当該製造所等において危険物を貯蔵し、又は取り扱う建築物その他の工作物及び機械器具その他の設備の構造）

あ 建築物

平面図、立面図及び断面図を添付すること。

(あ) 主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根等）については、平面図等に構造等を記載すること。主要構造部を耐火構造とし、又は不燃材料で造る場合で国土交通大臣の認定品を使用するときは、現場施工によるものを除き、認定番号を記載すれば、別途構造図の添付を要さないこと。

(い) 窓及び出入口については、平面図等に位置、寸法、構造等を記載すること。

窓又は出入口の防火設備等で国土交通大臣の認定品を使用する場合は、認定番号を記載すれば、別途構造図の添付を要さないこと。

(う) 排水溝、ためます等については、平面図に位置及び寸法を記載することにより、別途構造図の添付を要さないこと。

い 工作物（建築物に類似する架構等）、防火べい、隔壁等

工作物にあつては架構図（架構等の姿図）及び構造図を、防火べい、隔壁等にあつては、位置を示した平面図及び構造図を添付すること。

う タンク、塔槽類、危険物取扱設備等

タンク等については、構造図を添付すること。ただし、小規模な危険物取扱設備等については、配置図等に位置、材質等を記載することにより、別途構造

図の添付を要さないものであること。

- (あ) タンク等の支柱等については、上記の構造図に支柱等の構造等を記載することにより、別途構造図の添付を要さないこと。
- (い) 液面計等の附属設備については、上記の構造図に取付位置、材質等を記載することにより、別途構造図の添付を要さないこと。
- (う) S S二重殻タンクのうち、「鋼製二重殻タンクに係る規定の運用について」(平成3年4月30日消防危第37号通知) 図1-1から図5-2の例による場合は、強度計算書等の添付は要しないこと。(平成3年4月30日消防危第37号通知)
- (え) S F二重殻タンクのうち、危険物保安技術協会の型式試験確認済証が貼付されたタンクを使用する場合は、強度計算書の添付は要しないこと。
- (お) F F二重殻タンクにあつては、危険物保安技術協会が交付した「試験確認結果通知書」の写し及び認定情報によって示される構造等の仕様書、図面等と照合できる図面等を添付すること。(平成8年10月18日消防危第129号通知)
- (か) 危政令第13条第3項に規定する危険物の漏れを防止できる構造の地下貯蔵タンクのうち「地下貯蔵タンクの漏れ防止構造について」(昭和62年7月28日消防危第75号通知) 図1-1から図5の例による場合は、強度計算書等の添付は要しないこと(昭和62年7月28日消防危第75号通知)。

え 計装機器等

計装機器等は、配置図等に位置、機能等を記載することにより、別途構造図の添付を要さないこと。

なお、大型製造プラント等で多数の設備を設置する施設においては、フロー図等に計装機器等の概要を記載することによることができること。

お 危険物取扱設備と関連のある非対象設備等

危険物取扱設備と関連のある(危険物の貯蔵又は取扱い上安全性に影響するものをいう。)非対象設備及び危険範囲にある危険物取扱設備と関連のない非対象設備は、配置図等に名称、防爆構造(防爆対策を含む。)等を記載することにより、別途構造図の添付を要さないこと。

なお、大型製造プラント等で多数の設備を設置する施設においては、フロー図等に設備等の設置条件(材質、防爆構造等)を記載することによることができること。

か 危険物取扱設備と関連のない非対象設備

危険物取扱設備と関連のない非対象設備(危険物の貯蔵又は取扱い上安全性に影響しないものをいう。以下同じ。)で危険範囲(可燃性蒸気が漏れ又は滞留し、何らかの点火源により爆発等のおそれのある範囲をいう。以下同じ。)にないものは、配置図等に名称を記載することにより、別途構造図の添付を要さないこと。

なお、大型製造プラント等で多数の設備を設置する施設においては、フロー図等に設備等の設置条件（位置等）を記載することとすることができること。

き 地上配管

(あ) 製造所及び一般取扱所の地上配管は、多数の配管を設置する施設の場合、フロー図等に材質、口径等を記載することにより、配置図等の配管ルート等の記載を省略することができること。ただし、保有空地内に敷設する配管については、(い)の施設範囲外に敷設する地上配管の例によること。

(い) 製造所及び一般取扱所以外の危険物施設並びに製造所等の施設範囲外に敷設する地上配管は、配管ルートを配置図等に記載すること。敷設断面、配管、支持物（耐火措置を含む。）等については、一定箇所ごとの断面、構造等の状況を配置図等に記載することにより、別途構造図の添付を要さないこと。

なお、大型製造プラント等においては、フロー図等に設置に係る設置条件（保有空地、他の施設等の通過状況、構内道路の横断状況、配管支持物の状況等）を記載することにより、配管ルート等の記載を省略することができること。

く 地下配管

配管ルートを配置図等に記載すること。敷設断面、腐食防止措置（電気防食措置の場合にあっては、位置及び構造）については、一定箇所ごとの断面、敷設状況を配置図等に記載することにより、別途構造図の添付を要さないこと。

け 構造計算書等

計算のための諸条件、計算式及び計算結果のみを記載したものとすることができること。

(ウ) 危規則第4条第2項第5号及び第5条第2項第5号関係（製造所等に設ける電気設備、避雷設備並びに消火設備、警報設備及び避難設備の概要）

あ 危険範囲の電気設備

電気設備については、配置図等に位置、防爆構造記号等を記載することにより、別途構造図の添付を要さないこと。電気配線については、各配線システムのルート及び構造（施工方法等）を配置図等に記載すること。

い 危険範囲外の電気設備

電気設備の記載は要しないこと。電気配線については、配置図等へ主電源等から危険範囲に至る主配線ルートのみを記載することとし、その他の電気配線ルートについては、記載を要さないこと。

(エ) 危規則第4条第2項第6号及び第5条第2項第6号関係（緊急時対策に係る機械器具その他の設備）

(イ) えの計装機器等の例によること。

(オ) 危規則第4条第3項第1号及び第5条第3項第1号関係（製造所等に係る構造及び設備明細書）

設備、機器等を多数設置する場合は、設備、機器等のリストを別紙として添付することができる。また、構造設備明細書に記載すべき事項のうち、図面中に記載したものについては、構造設備明細書への記載を省略することができる。

- (カ) 危規則第4条第3項第2号及び第3号並びに第5条第3項第2号及び第3号関係（第1種、第2種又は第3種の消火設備の設計書、火災報知設備の設計書）
設計書の計算書については、計算のための諸条件、計算式及び計算結果のみを記載した計算書とすることができる。

4 完成検査

完成検査に係る留意事項は、次によること。

- (1) 申請に係る添付書類（平成9年3月26日消防危第35号通知）
完成検査申請書には、添付図書は要さないものであること。
- (2) 完成検査の実施方法（平成9年3月26日消防危第35号通知）

ア 基本的事項

- (ア) 完成検査の際には、設置者が事前に実施した自主検査結果等を活用することができるものであること。
- (イ) 工事中に確認した事項については、改めて確認を要さないものであること。
- (ウ) 完成検査申請書に自主検査結果報告書等の添付は要さないものであること。

イ 自主検査結果の活用内容

自主検査結果の活用方法については、次に示すとおりとすること。

(ア) 位置、構造及び設備（消火設備を除く。）に係る事項

設置者等の自主検査結果報告書、自主検査結果データ、施工管理記録、施工記録写真、製造者の検査結果証明書（ミルシート）、検査記録写真等を活用することができること。

(イ) 消火設備に係る事項

製造者の検査成績証明書、設置者の検査記録写真、消防用設備等試験結果報告書等を活用することができること。なお、工事規模等ごとの完成検査事項等については、次のとおりとすること。

あ 工事規模等ごとの消火設備の完成検査事項

技術上の基準の適合状況の確認のための性能試験等は、工事規模等により次のとおりとすること。

(あ) 設置及び大規模な変更工事

新規の設置工事又は大規模な変更工事においては、原則として消火薬剤の放出試験を行うこと。

(い) 中規模な変更工事

中規模な変更工事（(あ)及び(う)以外）においては、原則として(う)

に掲げる事項及び通水等の試験を行うこととし、消火薬剤の放出試験を省略することができること。

(う) 小規模な変更工事

放出口、附属設備、配管等の取替え又は配管の小規模なルート変更等の変更工事においては、外観、仕様等について確認することとし、消火薬剤の放出試験及び通水等の試験を省略することができること。

い 消防用設備等試験結果報告書に該当項目のないものの取扱い

泡消火設備の泡チャンバー、泡モニター等で消防用設備等試験結果報告書の欄に明記されていない泡放出口の機器については、当該報告書中の「ア 外観試験の泡放出口の機器の泡ヘッドの欄」、「ウ 総合試験の泡放出試験（低発泡のものによる）の固定式の欄」、「備考の欄」等を用いて記載するものとする。

(ウ) 警報設備及び避難設備に係る事項

検査記録写真、消防用設備等試験結果報告書等を活用することができること。

(3) S S 二重殻タンクの完成検査

ア 完成検査は、タンク及び漏えい検知設備に漏えい検知液が封入された状態で行うこと。

イ S S 二重殻タンクに設けられた間隙部が気密に造られているかどうかの確認は、当該間隙部に 70 キロパスカル以上の圧力で水圧試験（水以外の不燃性の液体又は不燃性の気体を用いて行う試験を含む。以下同じ。）を行ったとき、漏れその他の異常の有無を申請者において確認させ、その結果を完成検査申請時に提出させること（平成 3 年 4 月 30 日消防危第 37 号通知）。

(4) S F 二重殻タンクの完成検査（平成 6 年 2 月 18 日消防危第 11 号通知）

ア 危険物保安技術協会の型式試験確認済証が貼付されているタンクにあつては、当該型式試験確認済証を確認することをもって足りること。

イ 危険物保安技術協会の型式試験確認済証が貼付されていないタンクにあつては、「鋼製強化プラスチック製二重殻タンクに係る規定の運用について」（平成 5 年 9 月 2 日消防危第 66 号通知）5(1)及び(2)に掲げる事項に係る完成検査を、立会いの下に設置者に所要の試験を実施させ確認すること。

(5) F F 二重殻タンクの完成検査（平成 8 年 10 月 18 日消防危第 129 号通知）

ア 危険物保安技術協会の試験確認済証が貼付されているタンクにあつては、許可申請書に添付させた構造等の仕様書、図面等と設置される F F 二重殻タンク本体の寸法、構造等及び漏えい検知設備の構造等が相違ないことを確認すること。

イ 危険物保安技術協会の型式試験確認済証が貼付されていないタンクにあつては、「強化プラスチック製二重殻タンクに係る規定の運用について」（平成 7 年 3 月 28 日消防危第 28 号通知）5(3)に掲げる事項に係る完成検査を、立会いの下に設置者に所

要の試験を実施させ確認すること。

(6) 製造所又は一般取扱所に設置されるタンクのうち、容量が指定数量未満の液体危険物タンクについては、完成検査前検査の対象とならないが、完成検査の際、設置者等が実施した水張試験又は水圧試験のデータを提出させること(平成7年2月3日消防危第5号通知)。

(7) 圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所の完成検査(平成10年3月11日消防危第22号通知)

高压ガス保安法に係る設備については、他の行政庁等により完成検査(高压ガス保安法第20条)が行われることを踏まえ、高压ガス保安法の規定に係る法第11条第5項による完成検査においては、他の行政庁等による完成検査の結果の確認をもって行うことができるものとする。

(8) 完成検査済証の再交付(昭和57年1月19日消防危第10号通知)

完成検査済証の再交付については、次によること。

ア 完成検査済証の再交付庁は、当該完成検査済証の交付をした市町村長等であること。

イ 完成検査済証の再交付にあたっては、再交付される完成検査済証の表面に「再交付」と記し、再交付年月日を記載すること。

5 完成検査前検査(水張及び水圧検査に限る)

(1) タンクの再利用に係る取扱い

ア 給油取扱所の専用タンクを地下タンク貯蔵所へ用途変更する場合の完成検査前検査は、タンクを埋設した状態において、水張試験(水以外の適当な液体を張って行う試験を含む。以下同じ。)、不燃性ガスの封入による気密試験等の試験を行うことにより、危政令第13条第1項第6号に定める水圧試験に代え得るものと判断できる場合は、同規定について同令第23条を適用し、当該試験を水圧試験に代替する試験と認めて差し支えないこと。(昭和59年3月30日消防危第27号質疑)

イ 製造所から一般取扱所に施設区分を変更する場合には、用途の廃止に係る届出及び設置に係る許可の手続きが必要となる。この場合、20号タンクの位置、構造及び設備に変更がなく、当該タンクの経歴や維持管理状況等の確認により、当該タンクが危政令第11条第1項第4号、第12条第1項第5号又は第13条第1項第6号の基準のうち水張又は水圧試験に係る基準に適合すると認められる場合には、当該タンクの従前のタンク検査済証を有効なものとして、改めて完成検査前検査を実施しなくて差し支えないものであること。(平成9年6月2日消防危第70号質疑)

ウ 製造所に設置されている20号タンクで、完成検査前検査済のものを別の製造所に直接移設する場合において、当該タンクが現在まで適正に維持管理されていることを定期点検の記録等により確認することができ、かつ、移設先の製造所においてタンク本体の変更工事を伴うことがない場合は、既設のタンク検査済証を有効なもの

として扱い、改めて完成検査前検査を実施する必要はないこと。(平成10年10月13日消防危第90号質疑)

エ 廃止された危険物施設に埋設されているSF二重殻タンクを他の場所の危険物施設に埋設し再利用する際の完成検査前検査の取扱いは、次によること。(平成10年10月13日消防危第90号質疑)

(ア)「地下タンク及び地下埋設配管の定期点検の指導指針について」(昭和62年3月31日消防危第23号)に基づく定期点検実施方法のうち加圧試験(試験圧力は70キロパスカルとした水加圧)を実施し、異常の有無を確認することで差し支えないこと。なお、タンク検査済証に検査方法を記載すること。

(イ) 移設先が他の市町村である場合は、当該移設先の市町村長の判断によること。

(2) 20号タンクの指定数量の倍数が変更となった場合の取扱いについて(平成10年3月16日消防危第29号通知)

ア 容量が指定数量の5分の1未満の屋外又は屋内にある20号タンクが、当該タンクの本体の工事を伴うことなく指定数量の倍数が5分の1以上に変更される場合

当該変更が、当該タンクの本体に係る工事以外の工事に係る変更の許可の手続きにより行われる場合は、当該変更の許可及び完成検査の手続きを通じ、当該タンクの構造及び設備に関する技術基準(水張試験等に係る基準を除く。)への適合性を確認すること。この場合において、当該タンクが完成検査前検査(設置者等が自主的に実施した水張試験等を含む。)により水張試験等に係る基準への適合性が確認されていないものである場合には、当該タンクについて水張試験等を実施し、その結果を完成検査時に併せて確認すること。

また、取り扱う危険物の品名のみが変更されること等により、20号タンクの容量が指定数量の5分の1以上に変更される場合には、当該タンクの構造及び設備に関する技術基準(水張試験等に係る基準を除く。)への適合性を資料提出により確認すること。この場合において、当該タンクが完成検査前検査(設置者等が自主的に実施した水張試験等を含む。)により水張試験等に係る基準への適合性が確認されていないものである場合には、当該タンクについて水張試験等を実施し、その結果を完成検査時に併せて確認すること。

イ 容量が指定数量の5分の1未満の屋外又は屋内にある20号タンクが、当該タンクの本体の変更の工事に併せて危険物の品名変更等を行うことにより、指定数量の倍数が5分の1以上に変更される場合

当該変更の工事が変更の許可の手続きにより行われる場合は、当該変更の許可から完成検査に至る手続きを通じて、当該タンクの構造及び設備に関する技術基準(水張試験等に係る基準を除く。)への適合性を確認すること。

なお、当該タンクが完成検査前検査(設置者等が自主的に実施した水張試験等を含む。)により水張試験等に係る基準への適合性が確認されていない場合にあっては、

次の手続きにより当該タンクの水張試験等に係る基準への適合性を併せて確認する必要があること。

(ア) 容量が指定数量以上に変更される場合

完成検査前検査の手続きにより当該タンクの水張試験等の基準への適合性を確認すること。

(イ) 容量が指定数量の5分の1以上指定数量未満に変更される場合

完成検査の際、設置者等が実施した水張試験等のデータをもとに、当該タンクの水張試験等の基準への適合性を確認すること。

(3) 特殊の構造又は設備を用いることにより危険物の量を一定量以下に保つことができる20号タンクについて（平成10年3月16日消防危第29号通知）

大量生産のタンク等、完成検査前検査を受検するときに当該タンクの容量が危政令第5条第2項又は第3項のいずれが適用されるか未定である場合には、完成検査前検査申請書及びタンク検査済証中の容量の欄に危政令第5条第2項の規定の例により算定されたタンクの容量を記載すること。

なお、当該タンクの容量が同条第3項の規定の例により算定されるべきものであることが明らかになった場合、タンク検査済証に記載された容量と当該タンクの容量が異なることとなるが、このことにより改めて完成検査前検査を受ける必要はないものであること。

(4) S S二重殻タンクの完成検査前検査

ア 完成検査前検査は、内殻タンクにスペーサー及びノズル、マンホールプロテクターを取り付けた後に実施すること（平成6年7月29日消防危第66号通知）。

イ タンク板の溶接線が目視できる状態であること。

ウ 内殻タンクの溶接線と外殻タンクの溶接が重なる箇所にあつては、あらかじめ溶接ビードの余盛り除去等の前処理をさせておくこと。

エ 完成検査前検査の実施時に、スペーサーの位置及び取付状況について確認すること。

(5) S F二重殻タンクの完成検査前検査

完成検査前検査は、タンク本体に検知管を溶接した後に実施すること（平成6年7月29日消防危第66号通知）。

(6) 完成検査前検査申請

ア 完成検査前検査申請に係る添付書類（平成9年3月26日消防危第35号通知）

完成検査前検査申請書の添付書類は、完成検査前検査を実施する行政庁が許可行政庁と同一の場合には不要であること。この場合において、製造所又は一般取扱所で複数の20号タンクの新設又は変更の工事が行われる場合は、完成検査前検査申請書の「その他必要な事項」の欄に検査対象の20号タンクが明確に特定できるよう記載すること。

イ 製造所等の設置許可申請の前に当該製造所等に設置される 20 号タンクの完成検査前検査を実施して差し支えないこと。(平成 10 年 10 月 13 日消防危第 90 号質疑)

なお、当該申請書にタンクの構造明細図書を添付させること。

(7) 完成検査前検査の検査済証の交付

完成検査前検査の検査済証の交付は内殻タンクの水圧検査を終了後、交付するものとする。

根拠法	消防法	根拠条文	第 11 条第 5 項	処分権者	消防長
-----	-----	------	-------------	------	-----

第 3 仮使用の承認

法第 11 条第 5 項ただし書の規定による危険物製造所等の仮使用の承認申請に対する承認を行うときは、次の事項に留意すること。

1 仮使用の承認対象

- (1) 仮使用の承認対象は、変更工事に係る部分以外の部分で、当該変更工事においても、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少ない場合とすること。
- (2) タンク内に危険物が貯蔵されているときは、危険物施設を使用していることとなり、変更許可の際に仮使用の承認が必要となること。ただし、地下貯蔵タンクに限り、当該タンク内に危険物が残存していても、使用していないものとみなして運用して差し支えないものであること。

2 承認条件等

仮使用を承認する場合は、工事の規模、内容等の実態に応じ、次に掲げる事項のうち必要と認める事項について、適合していなければならないものであること。

(1) 各種工事に共通する事項

ア 安全な工事工程計画

災害防止のため、無理のない作業日程、工事工程等が組まれていること。

イ 安全管理組織の確立

(ア) 設置者側事業所及び元請、下請等の工事施工業者すべてを対象とした安全管理組織が編成され、責任体制の明確化が図られていること。

(イ) 災害発生時又は施設に異常が生じた場合など緊急時における対応策が確立されていること。

ウ 火気管理

(ア) 火気又は火花を発生する器具を使用する工事及び火花の発生するおそれのある工事が行われないこと。ただし、火災予防上十分な措置が講じられている場合は、この限りでない。

(イ) 火気使用の規制範囲及び規制内容が明確であること。

(ウ) 火気使用場所直近に、消火器等が配置されていること。

エ 工事現場は、工事に必要な十分な広さが保有できること。なお、給油取扱所にあつては、原則として危政令第 17 条第 1 項第 1 号に規定する給油空地及び同項第 1 号の 2 に規定する灯油並びに軽油を容器に詰め替え、又は車両に固定された容量 4,000 リットル以下のタンクに注入するための空地（以下「注油空地」という。）を確保する必要があること。

オ 工事場所と仮使用場所の区画

(ア) 工事場所と仮使用場所とが明確にされ、かつ、工事場所と仮使用場所との間には工事内容に応じた適切な防火区画等が設けられていること。

(イ) 仮使用場所の上部で工事が行われる場合は、工具等の落下を防止するための仮設の水平区画が設けられていること。なお、当該区画及びこれを支える仮設の柱等は、不燃材料で造るとともに、区画の大きさは、仮使用場所の実態に応じたものであること。また、給油取扱所（危政令第17条第2項に規定する屋内給油取扱所を除く。）においては、当該水平区画の水平投影面積を含め屋内給油取扱所に該当させないこと。

(ウ) 仮使用場所から危険物又は可燃性蒸気が工事場所に流入しないよう有効な措置がなされていること。

(エ) 工事場所の周囲には、仮囲い、バリケード、ロープ等を設けるなど、関係者以外の者が出入りできないような措置が講じられていること。

カ 照明及び換気の設備

工事に用いる照明器具等は、火災予防上支障がないものを用いるとともに、必要に応じ、換気が十分行われること。

キ 仮設施設・設備等の安全措置

工事に伴い、仮設のへい、足場、昇降設備、電気設備等を設置する場合にあっては、危険物施設に危害を及ぼさないような安全対策が講じられていること。

ク 防火べい、排水溝、油分離装置、通気管等の危政令の基準による設備を撤去し、又は機能を阻害する場合には、これに代わる仮設設備を危政令の基準に適合するように設けること。なお、この場合仮設設備に係る変更許可申請は不要であること。

ケ 仮使用の承認を受け仮使用を開始する場合には、当該仮使用をする場所の見やすい箇所に市危規則第4条第2項による「仮使用承認済」の掲示板を設けること。

コ 作業記録の保管

作業経過、検査結果等を記録し保管する等、工事の進捗状況が把握できる体制が確保されていること。

(2) 作業内容別事項

ア 危険物の抜き取り作業等

(ア) 可燃性蒸気をみだりに放出させない措置が講じられているとともに、随時周囲の可燃性蒸気等の有無をチェックする体制が確保されていること。

(イ) 危険物を抜き取り後、設備又は配管内の可燃性蒸気が完全に除去され、又は不活性ガス等による置換が行われること。

(ウ) 静電気の発生するおそれのある危険物を容器等に受け入れる場合は、当該容器等を有効に接地し、又は危険物の流速を制限する等の静電気災害を防止する措置が講じられていること。

イ 溶接、溶断作業

(ア) 溶接、溶断を行う設備・配管と他の部分とは確実に遮断するとともに、溶接、溶断を行う部分の危険物等可燃性のものは完全に除去すること。

(イ) 溶接等の際、火花、溶滴等の飛散、落下により周囲の可燃物に着火するおそれのある場所には、必要な保護措置を講ずること。

ウ 廃止の地下貯蔵タンク

変更工事に伴い地下貯蔵タンクを廃止する場合には、当該タンクの処置について安全対策を講ずること。

エ その他工事の内容に応じた必要な保護措置を講ずること。

3 承認申請の時期

(1) 仮使用承認申請は、変更許可申請と同時に受け付けることができること。

(2) 変更許可に係る工事に着手する前までに承認を受けること。

4 承認申請に添付する図書

仮使用承認申請書の添付図書は、変更の工事に際して講ずる火災予防上の措置について記載した書類とされているが、これは次に掲げる図書とし、変更許可申請書に添付した書類の重複添付は要さないこと。

(1) 仮使用の承認を受ける範囲の示された図面

(2) 仮使用時における工事計画書、工事工程表、安全対策等に関する図書

5 複数の変更工事に係る仮使用の承認（平成11年3月23日消防危第24号）

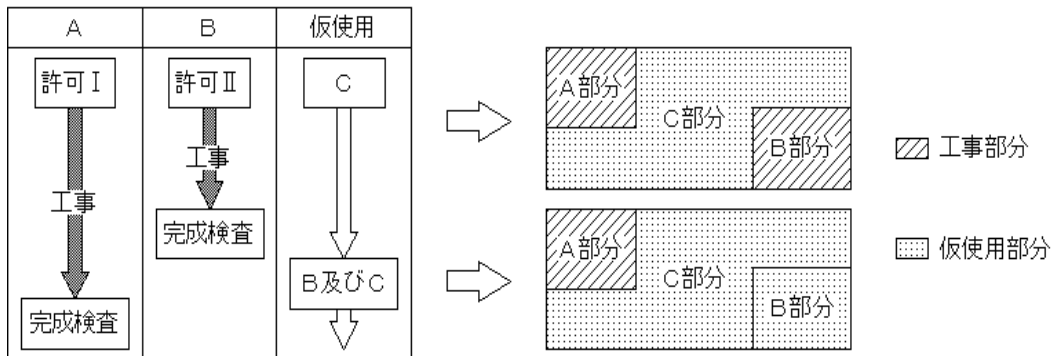
一の製造所等で、複数の変更工事が行われている場合における仮使用については、現に変更工事が行われている部分を確実に把握し、工程や作業日程に無理がなく、複数の工事箇所における危険要因が相互に把握され、必要な安全対策が講じられていること等製造所等全体の安全を確認した上で承認する必要がある。

(1) 複数の変更工事について、それぞれ変更許可を行う場合

ア 工期が重複する複数の変更工事の場合（第3-1図参照）

(ア) A部分及びB部分ごとの変更許可申請について、それぞれ許可Ⅰ及び許可Ⅱを行うとともに、変更部分以外のC部分の仮使用承認申請については、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」欄に許可Ⅰ及び許可Ⅱの変更許可番号等を記載させること。

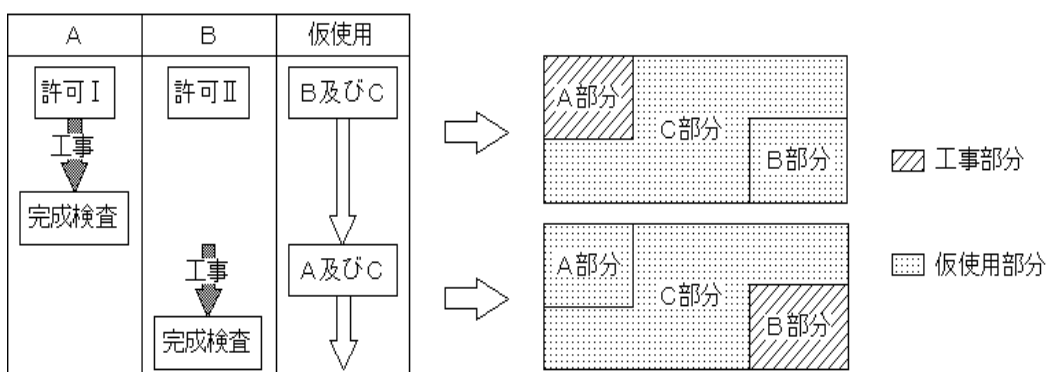
(イ) 先行して完成したB部分について新たに仮使用をする場合には、既に承認されている仮使用に代えて、B部分及びC部分の仮使用承認を行うこと。この場合、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」欄に許可Ⅰの変更許可番号等を記載させること。



第3-1図 工期が重複する複数の変更工事の場合

イ 工期の重複しない複数の変更工事の場合（第3-2図参照）

- (ア) A部分及びB部分ごとの変更許可申請について、それぞれ許可Ⅰ及び許可Ⅱを行うとともに、許可Ⅰの変更部分以外のB部分及びC部分の仮使用承認申請については、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」欄に許可Ⅰの変更許可番号等を記載させること。
- (イ) 先行して完成したA部分について完成検査済証を交付した時点でB及びC部分に係る仮使用は効力を失うものであること。
- (ウ) B部分の工事が開始されるにあたり、許可Ⅱの変更部分以外のA部分及びC部分の仮使用をする場合には、新たにA部分及びC部分についての仮使用承認を行うこと。この場合、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」欄に許可Ⅱの変更許可番号等を記載させること。

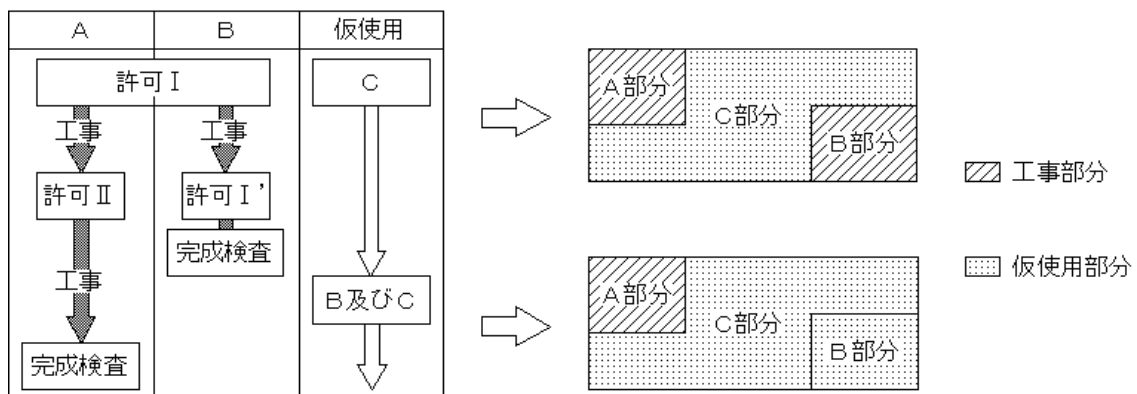


第3-2図 工期の重複しない複数の変更工事部分の場合

(2) 複数の変更工事部分について一の変更許可を行う場合（同時に完成検査を受ける予定の場合に限る。）（第3-3図参照）

ア A部分及びB部分を一の変更許可申請で許可Ⅰを行うとともに、変更部分以外のC部分の仮使用承認申請については、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」欄に許可Ⅰの変更許可番号等を記載させること。

イ B部分の工事が先行して完成し、当該部分について先に完成検査を受けることとなった場合には、B部分に係る完成検査申請書を提出する前に、許可Ⅰの工事範囲部分を縮小（許可Ⅰ'）するとともに、新たにA部分についての許可Ⅱを行うこと。この場合、先行して完成したB部分について完成検査済証を交付した時点でC部分に係る仮使用は効力を失うこととなるので、許可Ⅱの変更部分以外のB部分及びC部分の仮使用をする場合には、B部分の完成検査前にB部分及びC部分についての仮使用承認を行うこと。この場合、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」欄に許可Ⅱの変更許可番号等を記載させること。



第3-3図 複数の変更工事部分について一の変更許可を行う場合

根拠法	危政令	根拠条文	第 9 条	処分権者	消防長
-----	-----	------	-------	------	-----

第 4 製造所

1 定義

- (1) 製造所とは、危険物を製造するため、1 日において指定数量以上の危険物を取り扱う建築物その他の工作物及び場所並びにこれらに附属する設備の一体であって、法第 11 条第 2 項の規定により市町村長等の許可を受けたものをいうものであること。(昭和 34 年 10 月 10 日国消甲予発第 17 号通知)したがって、最初に用いる原料が危険物であるか非危険物であるかを問わず、種々の作業工程をへて製造された最終製品が危険物である対象をいうものである。
- (2) 危険物の蒸気を回収して液化させる危険物の取扱いは、危険物の製造に該当せず一般取扱所に該当するものであること。(昭和 59 年 6 月 8 日消防危第 54 号質疑)

2 規制範囲

- (1) 1 棟の建築物の中で危険物の製造工程が完結している場合は、原則としてその棟全体を一つの製造所として規制すること。なお、1 棟の中に二以上の製造工程がある場合又は製造工程と一般取扱所に係る工程が混在する場合であっても、一の製造所として規制するものであること。
- (2) 製造工程が 2 棟以上の建築物にわたる場合は、その棟ごとに一の製造所として規制すること。ただし、製造される危険物の原料のみを取り扱う棟は、その原料が危険物であり、かつ、他の棟に移送する中間品が危険物以外の物品となる場合にあっては、一般取扱所として規制し、その原料及び中間品が危険物以外の物品である場合にあっては、製造所又は一般取扱所のいずれにも該当しないものであること。
- (3) 建築物のない製造施設の場合は、製造工程全部を一の製造所として規制するものであること。
- (4) 製造所から排出される可燃性ガス又は粉じん等を除去する公害防止設備等は、製造所の附属設備として規制すること。ただし、当該設備が製造所と離れた位置に存する場合又は複数の製造所の附属設備となる場合にあっては、独立した設備として取り扱うこと。

3 許可数量の算定

許可数量の算定は次によること。

- (1) 1 日を単位とする危険物の最大取扱数量をもって算定すること。なお、原料及び製品のいずれもが危険物に該当する製造所にあつては、原料又は製品のうち当該危険物の指定数量の倍数の大なる方の数量をもって算定すること。(昭和 40 年 4 月 15 日自消丙予発第 71 号質疑)
- (2) 1 工程を 2 日以上にわたって行う場合は、工程中に取り扱う危険物の指定数量の倍数

の大なる日の数量をもって算定すること。

- (3) 油圧装置、潤滑油循環装置、ボイラー、発電設備等製造工程に附属して危険物を取り扱う施設については、それぞれ一般取扱所の算定方法により算定した数量を合算すること。

4 保安距離

製造所が危政令第9条第1項第1号イからへまでに掲げる建築物等との間に保たなければならない距離（以下「保安距離」という。）は、水平距離により算定するものとし、当該距離の起算点は製造所と保安対象物との双方の外壁又はこれに相当する工作物の外側相互間の距離をいうものであること。（昭和37年4月6日自消丙予発第44号質疑）なお、製造所にひさし（1メートル以内で、建基法上床面積として算定されないものに限る。）がある場合でも、製造所の外壁を起算点として 差し支えないものであること。

- (1) 危政令第9条第1項第1号に規定する「これに相当する工作物」とは、製造所が建築物によって構成されていない屋外のプラント設備等の装置、設備等をいうものであること。（昭和57年3月31日消防危第43号質疑）

なお、屋外に設置される設備等で全く危険物の取扱いがなく、かつ、保安対象物件に影響を及ぼすおそれのないものについては、これらによらないことができること。

- (2) 保安距離の短縮にあたっては、種々の状況を勘案のうえ、危政令第23条の規定の適用により処理すること。この場合新設の製造所については、原則として適用しないものであること。

なお、保安距離が短縮できる保安対象物件は危政令第9条第1項第1号イからへまでに掲げる建築物などに限られるものであることに留意すること。

- (3) 製造所が危政令第9条第1項第1号ロからへまでに掲げる保安対象物件と同一の敷地内に存し、かつ、これらの保安物件と不可分の工程又は取扱いにかかわるもので、保安上支障のない場合には、危政令第23条の規定を適用し、保安距離を確保しなくても差し支えないものであること。（昭和37年4月6日自消丙予発第44号質）。
- (4) 危政令第9条第1項第1号イに規定する「製造所の存する敷地と同一の敷地内に存するものを除く」には、寄宿舍等は含まれないものであること。
- (5) 危政令第9条第1項第1号イに規定する「住居の用に供するもの」には、宿直室は含まれないものであること。（昭和37年4月6日自消丙予発第44号質疑）
- (6) 危政令第9条第1項第1号イに規定する「住居の用に供するもの」には、専用住宅のほか店舗併用住宅、作業所併用住宅等も含まれるものであり、当該建築物は全体が一の保安物件としてとらえるものであること。
- (7) 危政令第9条第1項第1号ロに規定する「学校、病院、劇場その他多数の人を収容する施設」とは、直接その用途に供する建築物（学校にあつては教室、体育館、講堂等、病院にあつては病室、手術室、診療室等）をいい、附属施設とみなされる機械室、物置等は含まないものとする。

- (8) 危規則第 10 条に規定する「不燃材料」のうち国土交通大臣が認定したものを使用する場合は、認定番号など必要事項を許可申請書の添付図書に記載させること。
- (9) 危規則第 11 条第 2 号に規定する「病院」とは、20 人以上の患者の入院施設を有するものを、また、同条第 3 号に規定する「その他これらに類する施設」とは、観覧場、集会場等をいうものであること。
- (10) 危規則第 12 条に規定する高压ガスの施設は、第 4-1 表のとおりである。

〔第 4-1 表 高压ガスの施設〕

施設	内容
危規則第 12 条第 1 号に規定する施設（高压ガスの製造のための施設（貯蔵設備を有する移動式製造設備が常置される施設を含む。））	圧縮、液化その他の方法で処理することができるガスの容積が 1 日 100 立方メートル以上である設備を使用して高压ガスの製造をする施設
	冷凍のためガスを圧縮し、又は液化して高压ガスの製造をする設備でその 1 日の冷凍能力が 20 トン以上のものを使用して高压ガスの製造をする施設
	圧縮、液化その他の方法で処理することができるガスの容積が 1 日 30 立方メートル以上である設備を使用して高压ガスの製造をする施設
危規則第 12 条第 2 号に規定する施設（高压ガス貯蔵所）	容積 300 立方メートル以上の高压ガスを貯蔵するために許可を受けた貯蔵所（第 1 種貯蔵所）
	容積 300 立方メートル以上の高压ガスを貯蔵するために届け出をした貯蔵所（第 2 種貯蔵所）
危規則第 12 条第 3 号に規定する施設（液化酸素消費施設）	3,000 キログラム以上の液化酸素を貯蔵することができる設備に貯蔵して液化酸素を消費するために届け出をした消費施設
危規則第 12 条第 4 号に規定する施設（液化石油ガス販売所）	登録が必要な液化石油ガス販売所のうち 300 キログラム以上の貯蔵施設を有するもの

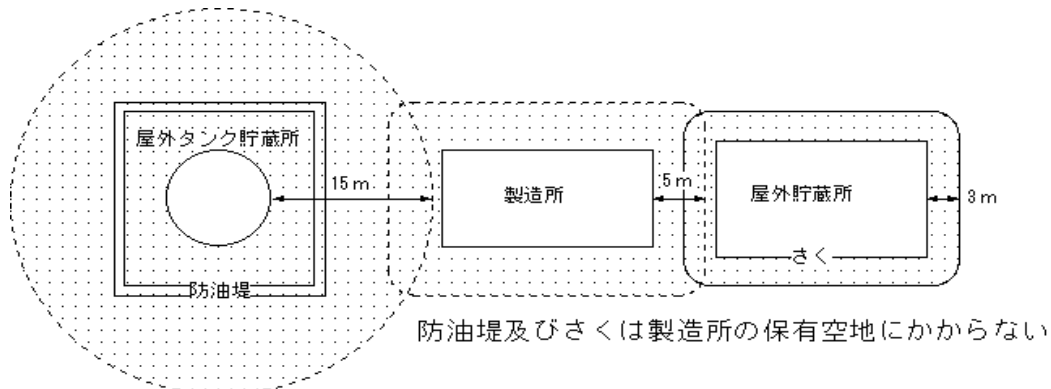
ア 移動式製造設備が常置される施設とは、いわゆる高压ガスのバルクローリーのよう移動式製造設備及び高压ガスを運搬するための容器の双方を固定した車両が常置される車庫等をいうものであること（平成 10 年 3 月 4 日消防危第 19 号通知）。

5 保有空地

- (1) 保有空地は、次によること。

- ア 保有空地は、原則として設置者が所有権、地上権、借地権等を有しているものであること（昭和 37 年 4 月 6 日自消丙予発第 44 号質疑）。
- イ 保有空地の起算点は、建築物その他の工作物及び附属設備の外側とし、建築物にひさし等がある場合は、当該ひさしの先端とすること。
- ウ 保有空地は、消防活動の用にも供される場所であることから、平たんで、かつ、軟弱でないものであること。

- エ 保有空地内には工作物等を設けることはできないものであること。
- オ 同一敷地内に他の製造所等と隣接して設置する場合、その相互間の保有空地は、それぞれがとるべき空地のうち大なる空地の幅を保有することをもって足りるものであること。ただし、屋外タンク貯蔵所又は屋外貯蔵所が隣接する場合にあっては、当該屋外タンク貯蔵所の防油堤又は屋外貯蔵所のさくが、保有空地にかからないようにすること（第4-1図参照）。



第4-1図 保有空地の例

- (2) 危政令第9条第1項第2号に規定する「その他これに準ずる工作物」には、危険物以外の物品移送するための配管、ベルトコンベアー、風送ダクト等が該当すること。
- (3) 危政令第9条第1項第2号ただし書の「防火上有効な隔壁」は、次によること。
- ア 隔壁は、耐火構造とすること。
- イ 隔壁に設ける出入口等の開口部（作業工程上必要なもので、窓を除く。）は、必要最小限とし、随時開けることのできる自動閉鎖の特定防火設備（危険物政令第9条第1項第7号に規定する特定防火設備をいう。以下同じ。）を設けること。ただし、当該特定防火設備を自動閉鎖とすることができない場合にあつては、温度ヒューズ付又は感知器連動の特定防火設備又はドレンチャー設備（予備動力源を附置したものに限る。）とすることができること。
- ウ 危規則第13条に規定する「小屋裏に達する」とは、屋根又は上階の床まで達することをいうものであること。
- (4) 保有空地内の植栽（平成8年2月13日消防危第27号通知）
- 製造所の保有空地内には樹木等を原則として設けることはできないが、次のすべての条件を満たす場合に限り、保有空地内に樹木を植えることができること。
- ア 保有空地内に植栽できる植物
- 保有空地内に植栽する植物は、延焼の媒体とならず、かつ、消防活動上支障とならない矮性の草本類及び高さが概ね50センチメートル以下の樹木であること。また、延焼防止上有効な葉に多くの水分を含み、かつ、冬季においてもその効果が期待で

きる常緑の植物（草本類については、植替え等を適切に行い、絶えず延焼媒体とならない管理等を行う場合にあっては、常緑以外のものとする）ができる。）であること。

なお、防油堤内の植栽は矮性の常緑草に限るものであること。

イ 保有空地内の植栽範囲

植栽する範囲は、次の各条件を満足するものであること。

- (ア) 貯蔵、取扱い等の作業の障害とならない範囲であること。
- (イ) 消防隊の進入、消火活動等に必要な空間が確保されていること。
- (ウ) 消防水利からの取水等の障害とならないこと。
- (エ) 防災用の標識等の視覚障害とならないこと。
- (オ) 危険物施設の維持管理上支障とならないこと。
- (カ) その他、事業所の形態等を考慮し火災予防上、延焼防止上及び消防活動上支障とならないこと。

ウ 維持管理

植栽した植物が、枯れて延焼媒体とならないよう、また、成長によりイの条件を満足しないこととならないよう適正な維持管理が行われるものであること。また、常緑の植物であっても落葉するものであることから、常に延焼媒体となる落ち葉等の除去が行われるとともに、植替えを必要とする草本類等はこれが適切に実施されるものであること。

[第 4-2 表 延焼防止上有効な植物の例]

草木の区分	植 物 名	
樹 木	マサキ、ジンチョウゲ、ナワシログミ、マルバシヤリンバイ、チャ、マンリョウ、アオキ、サツキ、ヒサカキ、トベラ、イヌツゲ、クチナシ、キャラボク、トキワサンザシ、ヒイラギ、ナンテン、ツツジ類、ヤブコウジ類	
草本類（矮性に限る）	常 緑 草	常緑の芝（ケンタッキーブルーグラスフリーダム等）、ペチュニア、(ホワイト) クローバー、アオイゴケ等
	非常緑草	芝、レンゲ草等

(注) 樹木は、高さが概ね 50 センチメートル以下に維持管理できるものに限る。

6 標識及び掲示板

危政令第 9 条第 1 項第 3 号に規定する「標識及び掲示板」は次によること。

- (1) 標識及び掲示板は、製造所ごとに出入口付近等の外部から見やすい箇所に設けること。
- (2) 材質は、耐候性、耐久性があるものとし、また、その文字は、雨水等により容易に汚損したり消えることがないものであること。

(3) 施設の外壁等に直接記載又はシールの貼付をすることもできるものであること。

7 危険物を取り扱う建築物の構造

(1) 危政令第9条第1項第5号の規定は、壁を設ける製造所についての規定であり、壁を設けない製造所の設置を禁止するものではないこと。(昭和37年4月6日自消丙予発第44号質疑)

(2) 危政令第9条第1項第5号に規定する「不燃材料で造る」とは、壁等の下地材料までを含めて不燃材料とすることをいうものであること。したがって、木摺りにモルタル又はしっくいを塗布したものや、不燃材料でないパイプに鉄板を被覆したものは不燃材料とはならないこと。(昭和37年4月6日自消丙予発第44号質疑)

(3) 不燃材料として国土交通大臣が指定した認定品を使用する場合にあっては、認定番号を記載させること。

(4) 危政令第9条第1項第5号に規定する「延焼のおそれのある外壁」とは、隣地境界線、道路中心線又は同一敷地内の二以上の建築物相互間の中心線から、1階にあっては3メートル、2階以上の階にあっては5メートル以内にある建築物の外壁をいうものであること。ただし、防火上有効な公園、広場、川等の空地若しくは水面その他これらに類するものに面する建築物の外壁を除くものとする。(平成元年7月4日消防危第64号質疑)

(5) 壁の構造を耐火構造としなければならない場合は、当該壁を支える柱、胴縁についても耐火構造とすること。

(6) 温度ヒューズ付の防火ダンパーを設けた場合には、延焼のおそれのある外壁に換気及び排出の設備を設けることができるものであること。(平成元年7月4日消防危第64号質疑)

(7) 延焼のおそれのある外壁に危険物を取り扱う配管を貫通させる場合には、当該壁と配管との隙間をモルタルその他の不燃材料で防火上有効に埋め戻しをすること。(平成元年7月4日消防危第64号質疑)

(8) 危政令第9条第1項第7号に規定する「随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備」とは、通常ドアチェックと呼ばれる装置を設けた特定防火設備をいうものであること。(昭和46年7月27日消防予第106号通知)

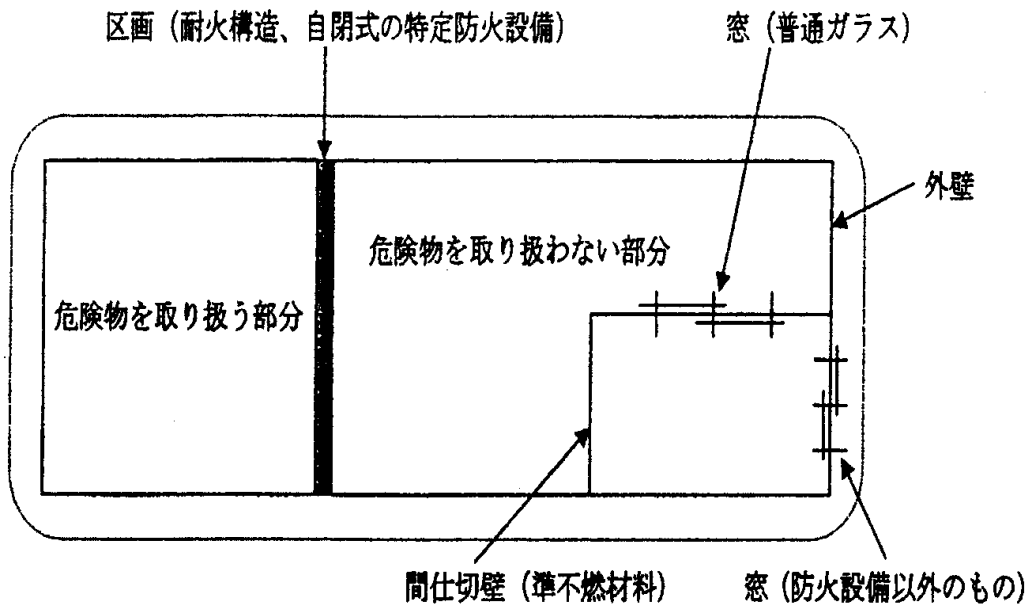
(9) 危険物を取り扱わない部分の構造規制

危険物を取り扱わない部分(関連する事務所等)については、危険物を取り扱う部分と出入口(自閉式の特定防火設備に限る。)以外の開口部を有しない耐火構造の壁又は床で防火上安全に区画した場合は、部分規制ではなく構造規制の緩和とし、次の例によるものとする(第3-2図参照)。

ア 間仕切壁は、準不燃材料(建基令第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。)とすることができる。

イ 延焼のおそれのある外壁に係る部分の構造は、危政令第9条第1項第5号によら

- ないことができる。
- ウ 屋根は、耐火構造とすることができる。
- エ 外壁に設ける窓又は出入口は、延焼のおそれのある部分以外については、防火設備以外のものとすることができる。
- オ 窓又は出入口に用いるガラスは、網入りガラス以外とすることができる。



第 4-2 図危険物を取り扱わない部分のある製造所の例

8 屋根の構造

- (1) 屋根は、小屋組を含めて屋根を構成するすべての材料が不燃材料であること。
- (2) 危政令第 9 条第 1 項第 6 号に規定する屋根の材料として、軽量の耐火構造（耐火構造として国土交通大臣が指定した認定品の折版等）でも差し支えないこと。
- (3) 階層を有する建築物で上階の床の構造により、放爆構造にできないものにあつては、周囲の状況及び取り扱う危険物の種類、数量、取扱方法等を考慮し、窓等の開口部により代替することができること。

9 液状の危険物を取り扱う建築物の床の構造

危政令第 9 条第 1 項第 9 号に規定する「危険物が浸透しない構造」には、コンクリート、金属板等で造られたものがあること。

10 採光、照明の設備

- (1) 危政令第9条第1項第10号に規定する「必要な採光、照明の設備」については、照明設備が設置され十分な照度が確保されていれば採光は設けないことができること。
- (2) 「採光」を屋根面にとる場合は、延焼のおそれの少ない部分で、かつ、採光面積を最小限度にとどめた場合に限り、網入ガラスを使用することができること。

1 1 換気及び可燃性蒸気等排出設備

危政令第9条第1項第10号に規定する「換気設備」及び同項第11号に規定する「蒸気又は微粉を屋外の高所に排出する設備」については、「第18 換気設備等」によること。

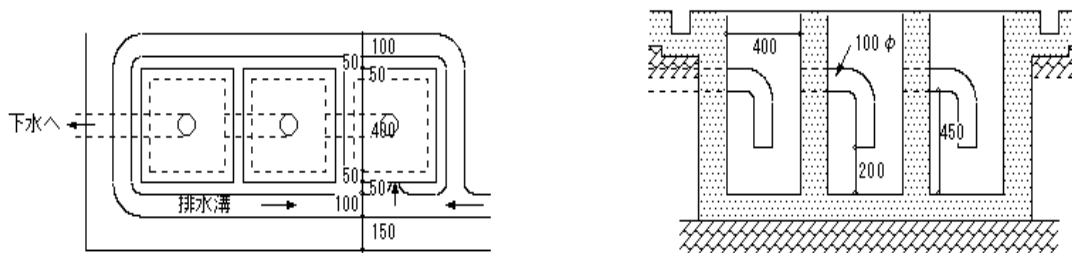
1 2 屋外設備の囲い等

- (1) 危政令第9条第1項第12号に規定する「危険物の流出防止と同等以上の効果がある措置」は、次によること。

- ア 危険物取扱設備の周囲の地盤面に有効な排水溝等を設ける場合
- イ 危険物取扱設備の架台等に有効なせき又は囲いを設ける場合

(2) 油分離装置

- ア 危政令第9条第1項第12号の「水に溶けないもの」とは、温度20度の水100グラムに溶解する量が1グラム未満であるものをいい、危政令別表第3備考第9号に規定されている「非水溶性液体」とは異なるので留意すること。(平成元年7月4日消防危第64号質疑)
- イ 油分離装置の容量は、当該装置に流入することが予想される油の量に応じたものとし、その槽数は3ないし4連式とすること。(昭和37年4月6日自消丙予発第44号質疑)
- ウ FRP製の油分離装置が、耐油性を有し、かつ、自動車等の荷重により容易に変形等を生じないように設置される場合は、その設置を認めて差し支えないこと。(昭和47年5月4日消防予第97号質疑)



第4-2図 油分離装置の例

- (3) 屋外の危険物取扱設備の周囲に危政令第9条第1項第20号に定める20号タンクの防油堤が設置され、かつ、次に掲げる事項に適合する場合には、危政令第23条の規定を適用し、当該危険物施設の周囲に囲いを設けなくても差し支えないものであること。
(平成10年3月16日消防危第29号通知)

ア 20号タンクの防油堤の内部の地盤面がコンクリートその他危険物が浸透しない材料で覆われていること。

イ 20号タンクの防油堤の内部の地盤面に適当な傾斜及びためますが設けられていること。

1.3 危険物のもれ、あふれ等の防止構造

(1) 危政令第9条第1項第13号に規定する「危険物のもれ、あふれ又は飛散を防止することができる構造」とは、当該機械器具その他の設備が、それぞれの通常の使用条件に対して十分余裕をもった容量、強度、性能等を有するものなどが該当する。

(2) 危政令第9条第1項第13号ただし書きの「危険物のもれ、あふれ又は飛散による災害を防止するための附帯設備」としては、オーバーフロー管、戻り管、二重缶、ブラス、囲い、受皿、逆止弁、飛散防止用の覆いなどの設備が該当する。なお、自然流下による戻り管の口径は、給油管の概ね1.5倍以上とし、かつ、弁を設けないこと。

1.4 加熱、冷却設備に設ける温度測定装置

危政令第9条第1項第14号に規定する「温度測定装置」は、危険物を取り扱う設備の種類、危険物の物性、測定温度範囲等を十分考慮し、安全で、かつ、温度変化を正確に把握できるものを設置すること。

1.5 加熱又は乾燥設備の構造

(1) 危政令第9条第1項第15号に規定する「直火」には、可燃性液体、可燃性気体等を燃料とする火気、露出したニクロム線を用いた電熱器等が該当し、直火以外の方法としては、水蒸気、温湯、熱風（加熱された空気に火粉、煙、ガス等が混入しないものに限る。）等があること。

(2) 危政令第9条第1項第15号に規定する「防火上安全な場所」とは、直火の設備が危険物を取り扱う場所と防火的に区画されている場所などが該当すること。

(3) 危政令第9条第1項第15号に規定する「火災を防止するための附帯設備」とは、次のものが該当すること。

ア 危険物の温度を自動的に当該危険物の引火点以下に制御できる装置又は機構のもの

イ 引火、着火を防止できる装置又は機構のもの

ウ 局部的に危険温度に加熱されることを防止する装置又は機構のもの

1.6 圧力計及び安全装置

(1) 危政令第9条第1項第16号に規定する「圧力計」は、危険物を取り扱う設備の種類、危険物の物性、取扱圧力範囲等を十分考慮し、安全で、かつ、圧力変化を正確に把握できるものを設置すること。

(2) 危政令第9条第1項第16号に規定する「安全装置」は、危険物を取り扱う設備の種類、危険物の物性、取扱圧力範囲等を十分考慮し、すみやかに安全な圧力とすることができるものを設置すること。なお、破壊板は安全弁の作動が困難である加圧設備に

限り設置することができるものであること。

1.7 電気設備の技術基準

電気設備の技術基準については、「第19 電気設備」によること。

1.8 静電気除去装置

- (1) 危政令第9条第1項第18号に規定する「静電気が発生するおそれのある設備」には、静電気による災害が発生するおそれのある危険物（特殊引火物、第一石油類、第二石油類等）を取り扱う混合設備、充てん設備、攪拌設備、遠心分離機等が該当すること。
- (2) 静電気対策としては、次の方法があり、取り扱う物質及び作業形態により単独又は組み合わせて用いること。

ア 不活性ガスによるシール等により爆発性雰囲気回避する方法

イ 導電性の構造とし、有効に接地する方法（流動したり、噴出している液体は、一般的に導電率に関係なく、接地によって帯電を防止することができない）

ウ 添加剤等により液体の導電率を増加させる方法

エ 空気のイオン化等により静電気を中和させる方法

オ 流速を制限する方法

カ 湿度調整（75パーセント以上）による方法

キ 人体の帯電防止による方法

1.9 避雷設備

危政令第9条第1項第19号に規定する「避雷設備」については、「第20 避雷設備」によるほか、次のことに留意すること。

- (1) 避雷設備は、製造所の建築物及びその他の工作物も対象となるものであること。
- (2) 「周囲の状況によって安全上支障がない場合」には、次の場合が該当すること。（昭和56年10月1日消防危第126号質疑）

ア 同一の敷地内において、同一の管理権原下にある他の危険物施設に設置された避雷設備（危規則第13条の2に規定する基準に適合するものに限る。以下同じ。）の保護範囲に含まれる場合

イ 敷地を異にするが、同一の管理権原下にある他の危険物施設に設置された避雷設備の保護範囲に含まれる場合

ウ 敷地及び管理権原を異にする他の危険物施設に設置された避雷設備の保護範囲に含まれる場合（一定の契約を締結し、契約書等において避雷設備の基準の維持管理について明確に定めた場合に限る。）

エ 煙突等に設置された避雷設備の保護範囲に含まれる場合（アからウまでに掲げる場合に限る。）

2.0 危険物を取り扱うタンク

- (1) 危政令第9条第1項第20号に規定する20号タンクは、その容量が指定数量の5分の1以上のものが該当するものであり、指定数量の5分の1未満のタンクにあつては、

危険物を取り扱う設備として取り扱うものであること。(平成10年2月25日消防危第16号通知)

(2) 20号タンクの範囲(昭和58年3月9日消防危第21号通知)

ア 20号タンクとは、危険物を一時的に貯蔵し、又は滞留させるタンクであって、次に掲げるものとする。この場合、「工作機械等と一体とした構造の油圧用タンク」とは、当該工作機械等と構造体を共用するタンクをいうものであること。

(ア) 危険物の物理量の調整を行うタンク

(イ) 物理的操作を行うタンク

(ウ) 単純な化学的処理を行うタンク

イ アの運用に当たっては、次の点に留意されたいこと。

(ア) 20号タンクに該当するものであるかどうかの判断は、一義的には、タンクの名称、形状又は附属設備(攪拌機、ジャケット等)の有無は関係しないものであること。また、タンクの設置位置が地上又は架構の上部等にあるかどうかで判断するものでないこと。

(イ) 危険物を一時的に貯蔵し、又は滞留させるタンクとは、工程中において危険物の貯蔵又は滞留の状態に着目した場合に、屋外貯蔵タンク、屋内貯蔵タンク等と類似の形態を有し、かつ、類似の危険性を有するものをいうものであること。したがって、滞留があっても、危険物の沸点を超えるような高温状態等で危険物を取り扱うものは、一般的には20号タンクに含まれないものであること。

(ウ) 物理量の調整を行うタンクとは、量、流速、圧力等の調整を目的としたものを行い、回収タンク、計量タンク、サービスタンク、油圧タンク(工作機械等と一体とした構造のものを除く。)等がこれに該当するものであること。

(エ) 物理的操作を行うタンクとは、混合、分離等の操作を目的とするものを行い、混合(溶解を含む。)タンク、静置分離タンク等がこれに該当するものであること。

(オ) 単純な化学的処理を行うタンクとは、中和、熟成等の目的のため、貯蔵又は滞留状態において著しい発熱を伴わない処理を行うものを行い、中和タンク、熟成タンク等がこれに該当するものであること。

(3) 次に掲げるものは、20号タンクに該当せず、危険物を取り扱う設備として取り扱うものであること。(昭和58年3月9日消防危第21号通知、平成10年3月16日消防危第29号通知)

ア 蒸留塔、精留塔、分留塔、吸収塔、抽出塔

イ 反応槽

ウ 分離器、ろ過器、脱水器、熱交換器、蒸発器、凝縮器

エ 工作機械等と一体とした構造の油圧用タンク

オ 常時開放して使用する設備

カ 機能上移動する目的で使用する設備

(4) 20号タンクの構造及び設備(平成10年3月16日消防危第29号通知)

- 20号タンクの構造及び設備は、危政令及び危規則によるほか次によること。
- ア タンクへのサイトグラスの設置について、次の（ア）から（カ）までに適合する場合には、危政令第23条の規定を適用し、その設置を認めて差し支えないこと。
- （ア）サイトグラスは、外部からの衝撃により容易に破損しない構造のものであること。例としては、サイトグラスの外側に網、ふた等を設けることにより、サイトグラスが衝撃を直接受けない構造となっているもの、想定される外部からの衝撃に対して安全な強度を有する強化ガラス等が用いられているもの等があること。
- （イ）サイトグラスは、外部からの火災等の熱により破損しない構造のもの又は外部からの火災等の熱を受けにくい位置に設置されるものであること。例としては、サイトグラスの外側に使用時以外は閉鎖されるふたを設けるもの、サイトグラスをタンクの屋根板部分等に設置するもの等があること。
- （ウ）サイトグラスの大きさは必要最小限のものであること。
- （エ）サイトグラス及びパッキン等の材質は、タンクで取り扱う危険物により侵されないものであること。
- （オ）サイトグラスの取付部は、サイトグラスの熱変位を吸収することができるものであること。構造の例としては、サイトグラスの両面にパッキン等を挟んでボルトにより取り付けるもの等があること。
- （カ）サイトグラスの取付部の漏れ又は変形に係る確認は、タンクの気相部に設けられるサイトグラスにあつては気密試験により、タンクの接液部に設けられるサイトグラスにあつては水張試験により行われるものであること。
- イ 屋外にある20号タンクの支柱について、当該支柱の周囲で発生した火災を有効に消火することができる第3種の消火設備が設けられている場合には、危政令第23条の規定を適用し、当該支柱を耐火構造としなくても差し支えないこと。
- ウ 屋外にある第2類又は第4類の危険物を取り扱う20号タンクについて、次の（ア）から（ウ）までに適合する場合には、危政令第23条の規定を適用し、放爆構造としなくても差し支えないこと。
- （ア）タンク内における取扱いは、危険物等の異常な化学反応等によりタンクの圧力が異常に上昇し得ないものであること。
- （イ）タンクの気相部に不活性ガスが常時注入されている（不活性ガスの供給装置等が故障した場合においても気相部の不活性ガスの濃度が低下しないものに限る。）など、気相部で可燃性混合気体を形成し得ない構造又は設備を有すること。
- （ウ）フォームヘッド方式の第3種固定泡消火設備又は第3種水噴霧消火設備が有効に設置されているなど、タンクの周囲で火災が発生した場合においてタンクを冷却することができる設備が設けられていること。
- エ ステンレス鋼板その他の耐食性を有する鋼板で造られたタンクについては、危政令第23条の規定を適用し、タンクの外面のさび止めのための塗装をしなくても差し

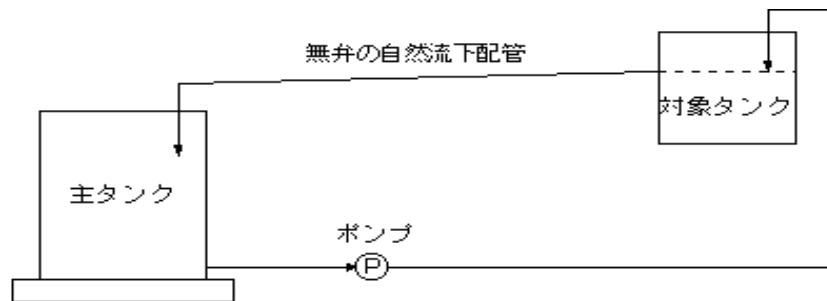
支えないこと。

オ 危険物が過剰に注入されることによる危険物の漏えいを防止することができる次に掲げる構造又は設備を有する 20 号タンクについては、危政令第 23 条の規定を適用し、危険物の量を自動的に表示する装置を設けなくても差し支えないこと。

(ア) 一定量以上の量の危険物が当該タンクに注入されるおそれがない構造を有する 20 号タンク

[自然流下配管が設けられているもの]

20 号タンクに一定量以上の危険物が注入された場合、無弁の自然流下配管を通じて滞ることなく主タンク（供給元タンク）に危険物が返油され、20 号タンクの最高液面が自然流下配管の設置位置を超えることのない構造のもの

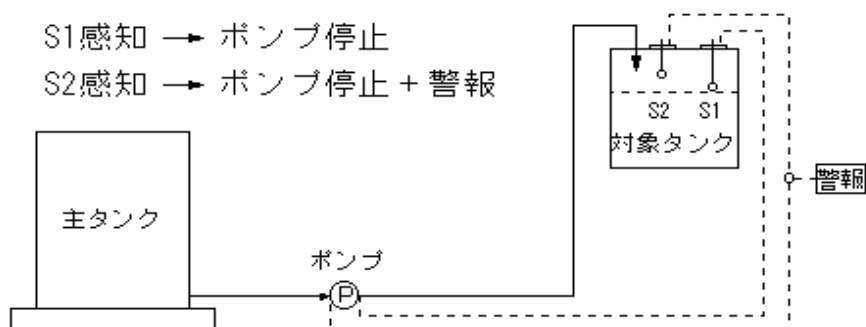


第 4 - 3 図 自然流下配管を設置した例

(イ) 一定量以上の量の危険物が当該タンクに注入されることを防止することができる複数の構造又は設備を有する 20 号タンク

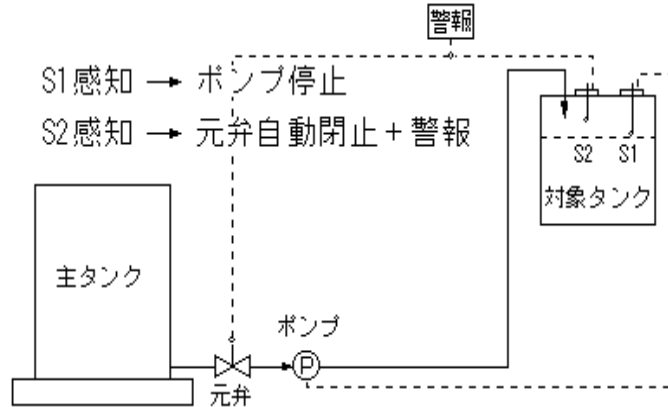
あ 液面感知センサーを複数設置し、各センサーから発せられる信号により一定量を超えて危険物が注入されることを防止するもの

[危険物注入用ポンプを停止させる設備が複数設けられているもの]



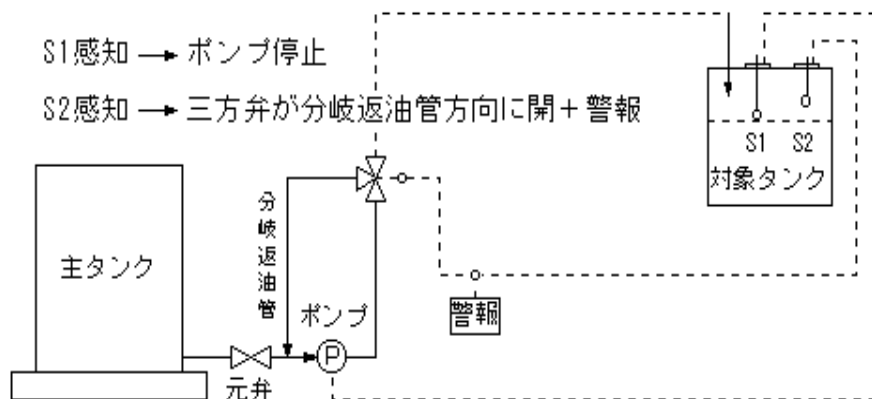
第 4 - 4 図 ポンプ停止設備等を設置した例

[危険物注入用ポンプを停止させる設備と主タンクの元弁を閉止する設備がそれぞれ設けられているもの]



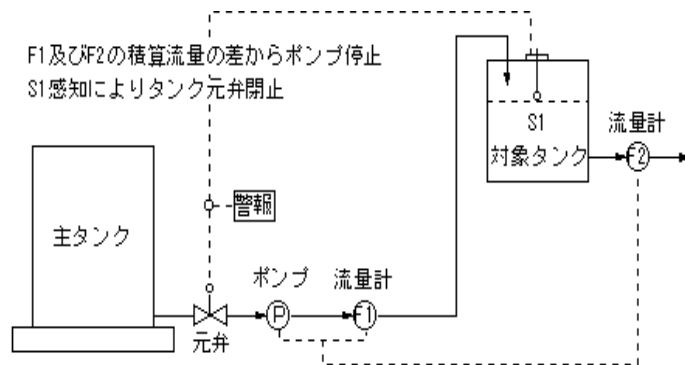
第4-5図 ポンプ停止・元弁閉止設備等を設置した例

[危険物注入用ポンプを停止させる設備と三方弁を制御することにより一定量以上の危険物の注入を防止する設備がそれぞれ設けられているもの]



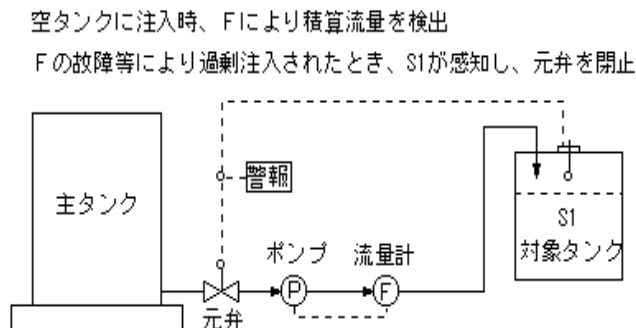
第4-6図 ポンプ停止・三方弁制御による例

い 20号タンクへの注入量と当該タンクからの排出量をそれぞれ計量し、これらの量からタンク内にある危険物の量を算出し、算出量が一定以上となった場合にタンクへの注入ポンプを停止させる設備と液面センサーが発する信号により主タンクの元弁を閉止する設備がそれぞれ設けられているもの



第4-7図 元弁閉止設備・流量計によるポンプ停止設備を設置した例

(ウ) 20号タンクへの危険物の注入が当該タンクが空である場合にのみ行われるタンクで、タンクへの注入量を一定量以下に制御する設備と液面センサーが発する信号により主タンクの元弁を閉止する設備がそれぞれ設けられているもの



第4-8図 流量計・液面センサーによる元弁閉止設備を設置した例

カ 屋外にある20号タンクの防油堤の高さは、当該タンクの側板から第4-3表のタンク容量の区分に応じそれぞれ同表に定める距離以上の距離を有する防油堤の部分については、危政令第23条の規定を適用し、高さを0.15メートル以上として差し支えないものであること。

〔第 4-3 表 タンクと防油堤との距離〕

タンク容量の区分	10 キロリットル未満	10 キロリットル以上 50 キロリットル未満	50 キロリットル以上 100 キロリットル未満	100 キロリットル以上 200 キロリットル未満	200 キロリットル以上 300 キロリットル未満
距離	0.5 メートル	5.0 メートル	8.0 メートル	12.0 メートル	15.0 メートル

キ 次に掲げる事項に適合する場合には、危政令第 23 条の規定を適用し、20 号タンクの防油堤に水抜き口及びこれを開閉する弁を設けなくても差し支えないものであること。

(ア) 防油堤の内部で、第 4 類の危険物（水に溶けないものに限る。）以外の危険物が取り扱われないものであること。

(イ) 防油堤内の 20 号タンクのうち、その容量が最大であるタンクの容量以上の危険物を分離する能力を有する油分離装置が設けられていること。

(5) 高粘度の危険物を取り扱うもので、危険物の量を自動的に表示する装置を設けることが困難なものにあっては、同装置に代えてタンクに収納されている危険物の量が確認できる他の方法をとることができるものであること。

(6) 屋内にある 20 号タンクの周囲にも屋外に設ける 20 号タンクの例により防油堤を設けること。ただし、防油堤を設けることが著しく困難な場合には、出入口等のしきいを高くすることにより流出防止措置とすることができるものであること。

(7) 屋内に設ける 20 号タンクの容量については、制限はないものであること。(昭和 37 年 4 月 6 日自消丙予発第 44 号質疑)

2 1 20 号タンクに該当しない危険物を取り扱う設備等

(1) 20 号タンクに該当しない危険物を取り扱う設備等については、当該設備の使用圧力、使用温度等を考慮し、材質、板厚、安全装置等の安全対策について留意すること。

(2) 20 号タンクに該当しない塔槽類については、次によること。

ア 当該塔槽類の使用圧力、使用温度等を考慮し、材料、板厚、安全対策等の確認を行うとともに、必要に応じ圧力試験等の結果を添付させること。

イ 蒸留設備（爆発範囲内で操作するもの又は加熱する熱媒等の温度が蒸留する危険物の分解温度若しくは発火点より高いもの）反応槽等については、異常反応等を防止する装置として、次に掲げるものを設置するようにすること。

(ア) 自動警報装置

(イ) 緊急遮断装置、不活性ガス、冷却用水、反応抑制剤等を供給するための装置等（不活性ガス、冷却用水、反応抑制剤等にあっては、通常の生産に使用するもの以外のものを確保する必要があること。）

(ウ) 攪拌機、冷却ポンプ等に係る予備動力源

ウ 焼入槽、浸漬槽、部品洗浄槽等危険物を取り扱う設備のうち、地震動により当該危険物が容易にいつ流すおそれのあるものは、収納する危険物の液面の高さを低くするか、又は壁面を高くする等いつ流防止措置を講ずるとともに、当該設備の周囲に、せき等の流出拡散防止措置を講ずること。

2.2 危険物を取り扱う配管

(1) 危政令第9条第1項第21号イに規定する配管の水圧試験等については、次によること。

ア 当該試験は、原則として配管をタンク等へ接続した状態で行うこと。ただし、タンク等へ圧力をかけることができない場合にあっては、その接続部直近で閉鎖して行うことができる。

イ 自然流下により危険物を送る配管にあっては、最大背圧を最大常用圧力とみなして行うこと。

ウ 当該試験は、配管の継手の種別にかかわらず、危険物が通過し、又は滞留するすべての配管（地下埋設の通気管も含む。）について行うこと。

(2) 配管の外面の防食措置

危規則第13条の4に規定する地上に設置する配管の防食措置は、次によること。

ア 亜鉛メッキ鋼管及びステンレス鋼管等腐食のおそれが著しくないものにあつては、塗装を要しないものであること。

イ 日本工業規格（以下「JIS」という。）G3452「配管用炭素鋼鋼管」に規定する白管を用いる場合には、危政令第23条の規定を適用し、塗装をしないことができること。（平成元年12月21日消防危第114号質疑）

(3) 地盤面下に設置される配管の防食措置は、危険物告示第3条及び第3条の2に規定するもののほか、次に掲げる方法があること。

ア タールエポキシ樹脂塗覆装（昭和52年4月6日消防危第62号質疑）

タールエポキシ樹脂を配管外面に0.45ミリメートル以上の塗膜厚さで塗覆したものの

イ 硬質塩化ビニルライニング鋼管（キーロンパイプ）（昭和53年5月25日消防危第69号質疑）

口径15から200ミリメートルの配管にポリエステル系接着剤を塗布し、その上に硬質塩化ビニルを1.6から2.5ミリメートルの厚さで被覆したもの。

ウ ペトロラタム含浸テープ被覆（昭和54年3月12日消防危第27号質疑）

配管にペトロラタムを含浸したテープを厚さ2.2ミリメートル以上となるように密着して巻きつけ、その上に接着性ビニルテープで0.4ミリメートル以上巻きつけ保護したもの

エ ポリエチレン熱収縮チューブ（昭和55年4月10日消防危第49号質疑）

ポリエチレンに電子線を照射した架橋ポリエチレンを外層材とし、その内側にゴム・アスファルト系の粘着材を塗布したスリーブを配管にかぶせた後、バーナー等で加熱すると全面が 2.5 ミリメートル以上の厚さで均一に収縮・密着し、内面の接着剤が外層材と配管の間を隙間なく埋めるもの

オ ナイロン 12 樹脂被覆 (昭和 58 年 11 月 14 日消防危第 115 号質疑)

口径 15 から 100 ミリメートルの配管に、ナイロン 12 を 0.6 ミリメートルの厚さで粉体塗装したもの

カ ポリエチレン被覆鋼管 (昭和 58 年 11 月 28 日消防危第 122 号質疑)

JIS G3469「ポリエチレン被覆鋼管」に適合する配管

(4) 地盤面下に設置される配管は、危規則第 13 条の 4 の規定による塗覆装又はコーティングが必要であるが、地下室内の架空配管及びピット内の配管 (ピット内に流入する土砂、水等により腐食するおそれのあるものを除く。)については、同条に規定する地上に設置する配管の例による塗装として差し支えない。

(5) 危規則第 13 条の 4 に規定する「電氣的腐食のおそれのある場所」には、次に掲げる場所が該当するものとして運用するが、配管等の設置予定場所の土壌の抵抗率、電位勾配等を勘案し総合的に判断すること。(昭和 53 年 11 月 7 日自消防危第 147 号質疑)

ア 直流電気鉄道の帰線から 1 キロメートル以内の場所

イ 直流電気設備 (電解設備その他これらに類する設備をいう。) の周辺の場所

(6) 危規則第 13 条の 5 第 1 号に規定する「安全な構造」は、強度計算によって確認されたものであること。(平成元年 7 月 4 日消防危第 64 号質疑)

(7) 危規則第 13 条の 5 第 2 号に規定する「火災によって当該支持物が変形するおそれのない場合」には、次のような場合が該当する。

ア 支持物の高さが 1.5 メートル以下で、不燃材料で造られたものである場合 (平成元年 7 月 4 日消防危第 64 号質疑)

イ 支持物が製造所等の存する事業所の敷地内に設置された、不燃材料で造られたもので、次のいずれかである場合 (平成元年 7 月 4 日消防危第 64 号質疑)

(ア) その支持する配管のすべてが高引火点危険物 (引火点が 100 度以上の第 4 類の危険物をいう。以下同じ。) を 100 度未満の温度で取り扱うもの

(イ) その支持する配管のすべてが引火点 40 度以上の危険物を取り扱う配管であって、周囲に火気等を取り扱う設備の存しないもの

(ウ) 周囲に危険物を貯蔵し、又は取り扱う設備及び火気等を取り扱う設備の存しないもの。この場合、製造所等の付近に設置されるものについては、当該製造所等の保有空地以外の場所であること。

ウ 火災により配管の支持物である支柱等の一部が変形したときに、支持物の当該支柱以外の部分により配管の支持機能が維持される場合 (平成元年 12 月 21 日消防危第 114 号質疑)

エ 配管支持物に有効な散水設備（予備動力源を附置したものに限る。）を設けた場合
（平成2年5月22日消防危第57号質疑）

(8) 配管支持物である鉄骨に鉄筋コンクリート造と同等以上の性能を有する耐火被覆をする場合、一部の支持物に耐火被覆をすることにより配管を十分に支持できる場合には、全部の支持物に耐火被覆をすることは要しないこと。（平成4年2月6日消防危第13号質疑）(い)

(9) 危規則第13条の5第2号に規定する配管支持物の耐火性等の基準の適用については、製造所の建築物内、保有空地内（当該製造所に係るものに限る。）及び防油堤内に設置されているものについては適用しない。

(10) ピット内配管、天井裏等で常時点検することができないものの接続は、溶接による接合とすること。

(11) 強化プラスチック製配管の取扱い（平成10年3月11日消防危第23号通知）

ア 次に掲げる強化プラスチック製配管は、危政令第9条第1項第21号イからニまでに規定する危険物を取り扱う配管の強度、耐薬品性、耐熱性及び耐腐食性に係る位置、構造及び設備の技術上の基準に適合するものであること。

(ア) 強化プラスチック製配管に係る管及び継ぎ手は、JIS K7013「繊維強化プラスチック管」附属書2「石油製品搬送用繊維強化プラスチック管」及びJIS K7014「繊維強化プラスチック管継手」附属書2「石油製品搬送用繊維強化プラスチック管継手」に定める基準に適合するもので、使用圧力等の使用条件に応じて、適切に選択されるものであること。

(イ) 強化プラスチック製配管は呼び径100A以下のものであること。

(ウ) 強化プラスチック製配管において取り扱う危険物の種類は、自動車ガソリン（JIS K2201「自動車ガソリン」に規定するものをいう。）、灯油、軽油又は重油（JIS K2205「重油」に規定するもののうち1種に限る。）であること。

(エ) 強化プラスチック製配管は、火災等による熱により悪影響を受けるおそれのないよう地下に直接埋設すること。ただし、ふたを鋼製、コンクリート製等とした地下ピットに設置することができること。

イ 強化プラスチック製配管の接続方法

(ア) 強化プラスチック製配管相互の接続は、JIS K7014「繊維強化プラスチック管継手」附属書3「繊維強化プラスチック管継手の接合」に規定する突き合せ接合、重ね合せ接合又はフランジ継手による接合とすること。

(イ) 強化プラスチック製配管と金属製配管との接続は、(ア)のフランジ継手による接合とすること。

(ウ) 突き合せ接合又は重ね合せ接合は、危政令第9条第1項第21号ホ及び危規則第20条第3項第2号に規定する「溶接その他危険物の漏えいするおそれがないと認められる方法により接合されたもの」に該当するものであること。一方、フラン

ジ継手による接合は、当該事項に該当しないものであり、接合部分からの危険物の漏えいを点検するため、ア(エ)のただし書きに規定する地下ピット内に設置する必要があること。

(エ) 地上に露出した金属製配管と地下の強化プラスチック製配管を接続する場合には、金属製配管について地盤面から 65 センチメートル以上の根入れ(管長をいう。)をとり、ア(エ)のただし書きに規定する地下ピット内で強化プラスチック製配管に接続すること。

(オ) 強化プラスチック製配管と他の機器との接続部分において、強化プラスチック製配管の曲げ可とう性が地盤変位等に対して十分な変位追従性を有さない場合には、金属製可とう管を設置し接続すること。

(カ) 強化プラスチック製配管に附属するバルブ、ストレーナー等の重量物は、直接強化プラスチック製配管が支えない構造であること。

(キ) 強化プラスチック製配管の接合は、適切な技能を有する者により施工されるか、又は適切な技能を有する者の管理の下において施工されるものであること。

ウ 強化プラスチック製配管の埋設方法

(ア) 強化プラスチック製配管の埋設深さ(地盤面から配管の上面までの深さをいう。)は、次のいずれかによること。

あ 地盤面を無舗装、砕石敷き又はアスファルト舗装とする場合、60 センチメートル以上の埋設深さとする。

い 地盤面を厚さ 15 センチメートル以上の鉄筋コンクリート舗装とする場合、30 センチメートル以上の埋設深さとする。

(イ) 強化プラスチック製配管の埋設の施工は次によること。

あ 掘削面に厚さ 15 センチメートル以上の山砂又は 6 号砕石等を敷き詰め、十分な支持力を有するよう小型ビブロプレート、タンパー等により均一に締め固めを行うこと。

い 強化プラスチック製配管を並行して設置する際には、相互に 10 センチメートル以上の間隔を確保すること。

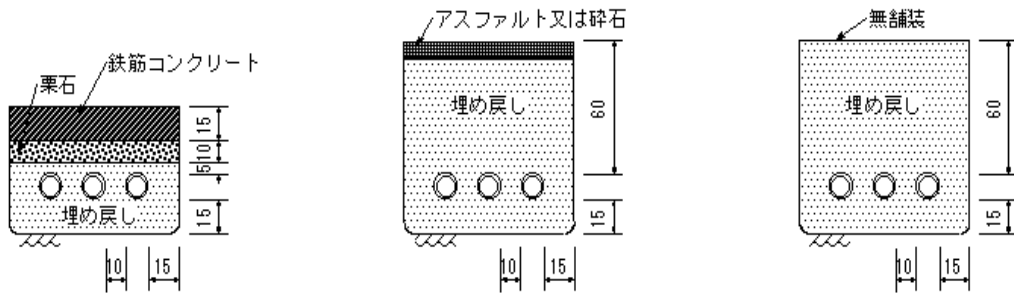
う 強化プラスチック製配管を埋設する際には、応力の集中等を避けるため、以下の点に留意すること。

(あ) 枕木等の支持材を用いないこと。

(い) 芯出しに用いた仮設材は、埋戻し前に撤去すること。

(う) 配管がコンクリート構造物等と接触するおそれのある部分は、強化プラスチック製配管にゴム等の緩衝材を巻いて保護すること。

え 強化プラスチック製配管の上面より 5 センチメートル以上の厚さを有し、かつ、舗装等の構造の下面に至るまで山砂又は 6 号砕石等を用い埋め戻した後、小型ビブロプレート、タンパー等により締め固めを行うこと。



第4-9図 強化プラスチック製配管の埋設構造例

単位：cm以上

(12) 危政令第9条第1項第21号ホに規定する「危険物の漏えいを点検することができる措置」とは、点検のためのふたのあるコンクリート造の箱に納める等を行うものであること。

(13) 危険物配管の気密試験 (イ)

危政令第9条第1項第21号イに規定する「不燃性の気体を用いて行う試験」には、空気と可燃性蒸気が配管中で混合した場合は、その混合気は可燃性の気体となることから、空気を用いる試験は該当しないこと。ただし、配管が新設の場合等で、可燃性蒸気が配管中で発生するおそれのない場合には、空気を用いて試験をすることができること。

2.3 電動機及び危険物を取り扱うポンプ、弁、継手等

(1) 危政令第9条第1項第22号の「電動機」は、点検に支障がなく、かつ、危険物等の漏えいにより埋没しないように設けること。

(2) 可とう管継手の設置については、次によること。

ア 「可撓管継手の設置等に関する運用基準について」(昭和56年3月9日消防危第20号通知)及び「可撓管継手に関する技術上の指針の取扱について」(昭和57年5月28日消防危第59号通知)によること。

イ 財団法人日本消防設備安全センターで行った認定試験の合格品については、上記アの運用基準の「可撓管継手に関する技術上の指針」等に適合しているので、設置等に際しては試験合格品を用いるようにすること。

(3) フッ素樹脂をライニングした鋳鋼製の弁、継手等を設けることは、差し支えないものであること。

2.4 高引火点危険物の製造所の特例

(1) 危規則第13条の6第1項の高引火点危険物のみを100度未満の温度で取り扱う製造所においては、高引火点危険物以外の危険物は取り扱うことができないものであること。ただし、取り扱う危険物が微量の範囲内において取り扱われる場合にあつては、取扱状況等により取り扱うことができること。

- (2) 高引火点危険物のみを 100 度未満の温度で取り扱う製造所の技術上の基準は、危規則第 13 条の 6 の特例基準又は危政令第 9 条第 1 項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。(平成元年 3 月 1 日消防特第 34 号、消防危第 14 号通知)

2.5 アルキルアルミニウム等又はアセトアルデヒド等の製造所の特例

- (1) 危規則第 13 条の 8 又は危規則第 13 条の 9 に規定する「不活性の気体又は水蒸気を封入する」とは、危険物の取扱い又は設備の整備に際し、爆発性混合気体が生じた場合に自動覚知装置により覚知し、自動又は手動により危険物の性質を考慮した不活性ガス又は水蒸気を封入できる装置であること。ただし、常時封入する場合の圧力は、危険物を取り扱う設備の常用圧力以下とすること。
- (2) 危規則第 13 条の 8 及び第 13 条の 9 で特例を定めていない事項については、危政令第 9 条第 1 項の基準が適用になるものであること。(平成元年 3 月 1 日消防特第 34 号、消防危第 14 号通知)

2.6 製造所及び一般取扱所に設ける休憩室等について

危険物の製造所及び一般取扱所に設ける休憩室の設置に係る留意事項については、危険物の製造所及び一般取扱所に設ける休憩室等に係る運用基準(平成 14 年 11 月 21 日予通第 14 号)によること。